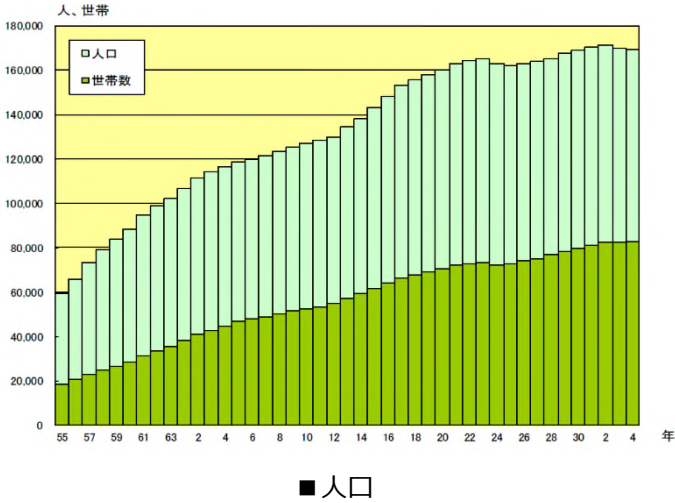
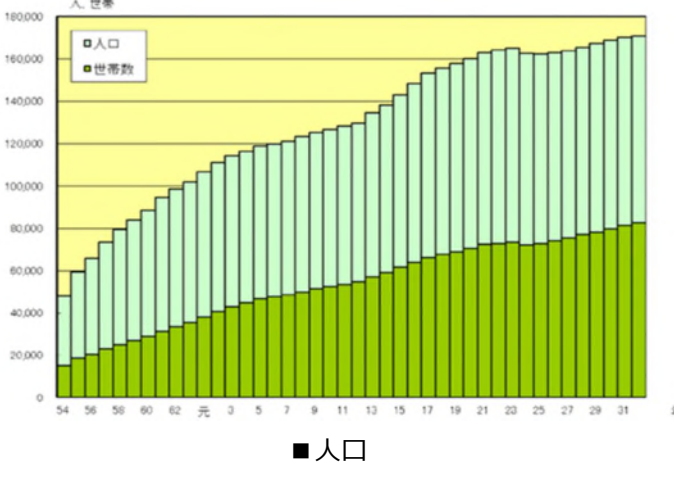


# **浦安市地域防災計画(令和5年度修正)**

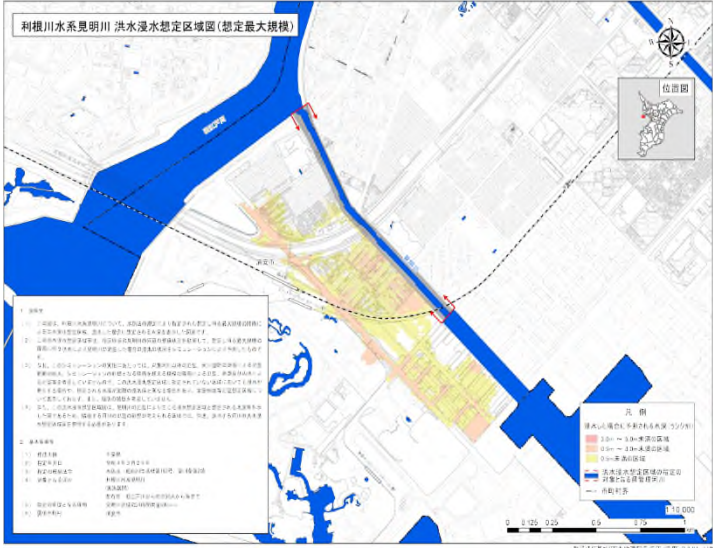
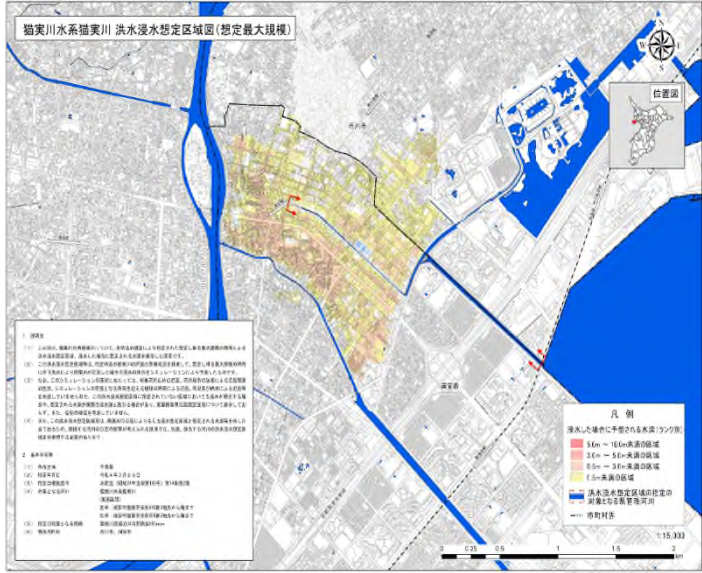
## **新旧対照表**

項	修正後		修正前		根拠				
1-2-5	第1章 第2節 第1 5	<p>総則            防災関係機関、その他関係機関・団体等、市民・事業所等の役割            防災関係機関            指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="353 325 1057 660"> <tr> <td data-bbox="353 325 562 660">           東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、  <u>楽天モバイル株式会社</u> </td> <td data-bbox="562 325 1057 660">           1.電気通信施設の整備に関すること            2.災害時における通信サービスの提供に関すること            3.被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること         </td> </tr> </table>	東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u>	1.電気通信施設の整備に関すること 2.災害時における通信サービスの提供に関すること 3.被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること	第1章 第2節 第1 5	<p>総則            防災関係機関、その他関係機関・団体等、市民・事業所等の役割            防災関係機関            指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1218 325 1926 596"> <tr> <td data-bbox="1218 325 1426 596">           東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社         </td> <td data-bbox="1426 325 1926 596">           1.電気通信施設の整備に関すること            2.災害時における通信サービスの提供に関すること            3.被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること         </td> </tr> </table>	東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社	1.電気通信施設の整備に関すること 2.災害時における通信サービスの提供に関すること 3.被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること	上位計画の修正
東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u>	1.電気通信施設の整備に関すること 2.災害時における通信サービスの提供に関すること 3.被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること								
東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社	1.電気通信施設の整備に関すること 2.災害時における通信サービスの提供に関すること 3.被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること								
1-3-1	第3節 第1  2	<p>市の概況            自然現象            地勢            本市は、東京湾の奥部に位置し、東と南は東京湾に面し、西は旧江戸川を隔てて東京都江戸川区、北は市川市と接している。市の広がり、東西 6.06km、南北 6.23km で、面積は <u>18.79</u> km<sup>2</sup>である。</p> <p>2 気象  <u>令和4年</u>の本市の気象概況は、月平均気温の最低が1月の7.5℃、最高が7月の <u>27.0℃</u>であった。月別降水量は梅雨期及び秋霖期に多く、特に7月において228.0mmとなっている。  <u>令和4年</u>の本市の年間平均気温は <u>16.4℃</u>で、気候はおおむね温暖な海洋性気候であり、<u>令和4年</u>の年間降水量 <u>1,177.5mm</u>で、全国平均より少雨である。            また、全域が市街化区域であり、雨水浸透域が少ないため、都市の中心部の気温が高くなる傾向にある。            加えて、近年の地球温暖化に伴う局地的な集中豪雨等異常気象により、都市型水害の影響を受けやすい状況である。</p>	第3節 第1 1  2	<p>市の概況            自然現象            地勢            本市は、東京湾の奥部に位置し、東と南は東京湾に面し、西は旧江戸川を隔てて東京都江戸川区、北は市川市と接している。市の広がり、東西 6.06km、南北 6.23km で、面積は <u>16.98</u> km<sup>2</sup>である。</p> <p>2 気象  <u>令和2年</u>の本市の気象概況は、月平均気温の最低が1月の7.5℃、最高が8月の 29.1℃であった。月別降水量は梅雨期及び秋霖期に多く、特に7月において228.0mmとなっている。  <u>令和2年</u>の本市の年間平均気温は <u>16.7℃</u>で、気候はおおむね温暖な海洋性気候であり、<u>令和2年</u>の年間降水量 <u>1,129.0mm</u>で、全国平均より少雨である。            また、全域が市街化区域であり、雨水浸透域が少ないため、都市の中心部の気温が高くなる傾向にある。            加えて、近年の地球温暖化に伴う局地的な集中豪雨等異常気象により、都市型水害の影響を受けやすい状況である。</p>	時点修正				
	第2	社会条件	第2	社会条件	時点修正				

項	修正後	修正前	根拠
	<p>1 人口 本市の人口は、昭和 40 年代には 3 万人未満であったが、地下鉄東西線の開通や埋立事業後の宅地開発等により急激に増加し、令和 4 年 3 月末日現在、<u>169,259 人、82,656 世帯</u>である。</p>  <p style="text-align: center;">■人口</p>	<p>1 人口 本市の人口は、昭和 40 年代には 3 万人未満であったが、地下鉄東西線の開通や埋立事業後の宅地開発等により急激に増加し、令和 3 年 3 月末日現在、<u>170,978 人、82,419 世帯</u>である。</p>  <p style="text-align: center;">■人口</p>	
1-3-2	<p>4 ライフライン 本市内のガスは主に京葉瓦斯（株）、水道は千葉県企業局、電力は東京電力パワーグリッド(株)によって供給されている。また、下水道人口普及率は、99.8%（<u>令和 4 年</u> 3 月末日現在）となっている。</p>	<p>4 ライフライン 本市内のガスは主に京葉瓦斯（株）、水道は千葉県企業局、電力は東京電力パワーグリッド(株)によって供給されている。また、下水道人口普及率は、99.8%（<u>令和 3 年</u> 3 月末日現在）となっている。</p>	時点修正
1-4-8	<p>第 4 災害危険性 第 4 水害の想定 <u>3 高潮</u> 本市は平成 30 年 11 月に千葉県が公表した想定最大規模の浸水想定区域図及び、平成 21 年 4 月に国土交通省が公表した計画規模の浸水想定区域図を想定災害とする。千葉県が公表した想定最大規模の浸水想定区域図は概ね 1,000 年～5,000 年に一度の発生頻度であり、台風のルートや規模、河川・海岸施設の破壊という最悪の条件下で想定したものである。</p>	<p>第 4 災害危険性 第 4 水害の想定 <u>(新規)</u></p>	取組による修正

項	修正後	修正前	根拠
	<p>(1) <u>想定台風</u>  <u>(i)想定最大規模</u>  <u>台風の中心気圧 910hPa(室戸台風級)、台風の移動速度 73km/h(伊勢湾台風級)</u>  <u>(ii)計画規模</u>  <u>台風の中心気圧 940hPa(伊勢湾台風級)、台風の移動速度 73km/h(伊勢湾台風級)</u></p>	<p>(新規) (新規)</p>	<p>取組による修正</p>
<p>1-4-9</p>	<p>(2) <u>浸水想定区域</u>  <u>(i)想定最大規模</u></p>  <p>■ <u>浦安市高潮ハザードマップ(想定最大規模)</u>  <u>(ii)計画規模</u></p>  <p>■ <u>浦安市高潮ハザードマップ(計画規模)</u></p>	<p>(新規) (新規)</p> <p>(新規) (新規)</p>	<p>取組による修正</p>

項	修正後	修正前	根拠
1-4-10	<p><b>4</b> <u>その他河川</u>  <u>千葉県が公表した県内河川における想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図や氾濫推定図のうち、江戸川以外の河川において、本市域内で浸水が想定される河川は次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>対象河川及び想定雨量</u>  <u>本市において洪水により浸水が想定される小規模河川における想定雨量は、千葉県で設定した次の条件に基づいている。</u>  <u>(i)境川（令和4年3月公表）</u>  <u>境川流域の24時間雨量 690 mm</u></p> 	<p>(新規) (新規)</p>	<p>取組による修正</p>

項	修正後	修正前	根拠
1-4-11	<p>(ii)見明川 (令和4年3月公表) 見明川流域の24時間雨量690mm</p>  <p>(iii)猫実川 (令和4年3月公表) 猫実川流域の24時間雨量690mm</p> 		

項	修正後	修正前	根拠
	<p>(iv)堀江川 (令和4年3月公表) 堀江川流域の24時間雨量690mm</p>  <p>※千葉県は、令和3年度、旧江戸川についても、シミュレーションを実施したが、氾濫しないとの結果になっている。</p>		
2-1-2	<p>2章 第1節 第1 1 <u>(削除)</u></p> <p>災害予防計画 災害に強い市民・組織の形成 防災知識の普及・啓発 市民への啓発 <u>(削除)</u></p>	<p>2章 第1節 第1 1 <u>(3)</u></p> <p>災害予防計画 災害に強い市民・組織の形成 防災知識の普及・啓発 市民への啓発 防災セットの配付 市は、市民が自主的に災害に備えることを推進するため、本市に転入した世帯に対し防災セットの無償配付を行う。</p>	取組による修正
	<u>(3)</u>	<u>(4)</u>	字句修正
	<u>(4)</u>	<u>(5)</u>	字句修正
	<u>(5)</u>	<u>(6)</u>	上位計画の修正
2-1-3	<u>(6)</u>	<u>(7)</u>	字句修正

項	修正後		修正前		根拠
	2	災害教訓の伝承 市は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、 <u>市ホームページ等で震災情報を提供する。</u>	2	災害教訓の伝承 市は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、 <u>浦安震災アーカイブを整備する。</u>	時点修正
2-2-3	第2節 第1 1	災害に強い都市の形成 市街地の整備 密集市街地の改善 ■推進事業 ○新中通り周辺市街地整備事業 ○狭あい道路拡幅整備事業 ○浦安駅周辺土地区画整理事業 ○猫実A地区土地区画整理事業 ○堀江・猫実元町中央地区密集市街地防災まちづくり <u>○当代島地区防災まちづくり方針</u>	第2節 第1 1	災害に強い都市の形成 市街地の整備 密集市街地の改善 ■推進事業 ○新中通り周辺市街地整備事業 ○狭あい道路拡幅整備事業 ○浦安駅周辺土地区画整理事業 ○猫実A地区土地区画整理事業 ○堀江・猫実元町中央地区密集市街地防災まちづくり	取組による修正
2-4-2	第4節 第2 2	災害に強い施設等の整備 通信施設等の整備 情報発信体制の整備 市は、災害時に様々な情報を収集・発信できるよう、防災行政用無線（固定系）のほかに既存の伝達手段の活用を行いつつ、新たな情報伝達手段の調査・検討に努める。 市の防災無線施設以外の情報収集・伝達手段として市公式ホームページ・ <u>重要なお知らせ配信サービス・X・LINE</u> ・各駅前公衆無線 LAN（Wi-Fi スポット）等を整備する。 <u>また、市は災害時等に確実に情報が伝達できるよう、防災行政用無線（固定系）と他の情報伝達システムとの連携等、情報伝達手段の多様化に努める。</u>	第4節 第2 2	災害に強い施設等の整備 通信施設等の整備 情報発信体制の整備 市は、災害時に様々な情報を収集・発信できるよう、防災行政用無線（固定系）のほかに既存の伝達手段の活用を行いつつ、新たな情報伝達手段の調査・検討に努める。 また、市の防災無線施設以外の情報収集・伝達手段として市公式ホームページ・ <u>COGGY（ホームページ・ジェイコムTV放送テロップ表示・重要なお知らせメールの配信システム）・ツイッター</u> ・各駅前公衆無線 LAN（Wi-Fi スポット）等を整備する。	取組による修正



項	修正後			修正前			根拠																		
2-4-3	第3 1	備蓄施設等の整備 防災備蓄倉庫の整備 市は、災害発生後の道路状況や物資の搬送車両等の不足を想定し、指定避難所等となっている市内の学校・公民館等の公共施設や公園に防災備蓄倉庫を設置し、分散備蓄を行っている。 また、今後新たに指定避難所等となる新設の学校、公園に防災備蓄倉庫を設置し、 <u>耐震性や収容率等を踏まえ</u> 、防災備蓄倉庫の整備拡充を図る。		第3 1	備蓄施設等の整備 防災備蓄倉庫の整備 市は、災害発生後の道路状況や物資の搬送車両等の不足を想定し、指定避難所等となっている市内の学校・公民館等の公共施設や公園に防災備蓄倉庫を設置し、分散備蓄を行っている。 また、今後新たに指定避難所等となる新設の学校、公園に防災備蓄倉庫を設置し、防災備蓄倉庫の整備拡充を図る。		取組による修正																		
2-6-1	第6節	応急対応力の強化 ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1" data-bbox="353 571 1061 1337"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 協力体制の確立</td> <td>危機管理課 総務課 人事課 財政課</td> <td>自衛隊、千葉県（<u>防災対策課</u>）、協定締結先機関・団体</td> </tr> <tr> <td>第2 医療救護対策</td> <td>健康増進課</td> <td>浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、<u>タムス浦安病院</u>、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、浦安市赤十字奉仕団、市川健康福祉センター</td> </tr> </tbody> </table>		項目	担当	関係機関	第1 協力体制の確立	危機管理課 総務課 人事課 財政課	自衛隊、千葉県（ <u>防災対策課</u> ）、協定締結先機関・団体	第2 医療救護対策	健康増進課	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、 <u>タムス浦安病院</u> 、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、浦安市赤十字奉仕団、市川健康福祉センター	第6節	応急対応力の強化 ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1" data-bbox="1218 571 1926 1337"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 協力体制の確立</td> <td>危機管理課 総務課 人事課 財政課</td> <td>自衛隊、千葉県（危機管理課）、協定締結先機関・団体</td> </tr> <tr> <td>第2 医療救護対策</td> <td>健康増進課</td> <td>浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、浦安市赤十字奉仕団、市川健康福祉センター</td> </tr> </tbody> </table>		項目	担当	関係機関	第1 協力体制の確立	危機管理課 総務課 人事課 財政課	自衛隊、千葉県（危機管理課）、協定締結先機関・団体	第2 医療救護対策	健康増進課	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、浦安市赤十字奉仕団、市川健康福祉センター	取組による修正
項目	担当	関係機関																							
第1 協力体制の確立	危機管理課 総務課 人事課 財政課	自衛隊、千葉県（ <u>防災対策課</u> ）、協定締結先機関・団体																							
第2 医療救護対策	健康増進課	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、 <u>タムス浦安病院</u> 、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、浦安市赤十字奉仕団、市川健康福祉センター																							
項目	担当	関係機関																							
第1 協力体制の確立	危機管理課 総務課 人事課 財政課	自衛隊、千葉県（危機管理課）、協定締結先機関・団体																							
第2 医療救護対策	健康増進課	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、浦安市赤十字奉仕団、市川健康福祉センター																							
2-6-5	第3 2	防犯対策 リーダーへの指導 市は浦安警察署や浦安市防犯協会などの関係機関と連携して、 <u>自治会等</u> の関係者に対し、定期的に防犯に関する研修を		第3 2	防犯対策 リーダーへの指導 市は浦安警察署や浦安市防犯協会などの関係機関と連携して、 <u>自治会等</u> の自主防災組織や関係者に対し、定期的に防犯		取組による修正																		

項	修正後		修正前		根拠
		行い、防犯意識の高揚を図る。		に関する研修を行い、防犯意識の高揚を図る。	
2-6-6	第5 1 (1)	給水・物資供給対策 給水体制 (削除) (削除)	第5 1 (1)	給水・物資供給対策 給水体制 受水槽緊急遮断装置設置補助事業 市は、災害発生直後の飲料水を確保し、地域の自治会自主防災組織による自主的な給水ができるよう、集合住宅の受水槽の緊急遮断装置の設置を支援する。	取組による修正
	(1)	井戸水の採水設備の整備	(2)	井戸水の採水設備の整備	字句修正
	(2)	飲料水の備蓄	(3)	飲料水の備蓄	
	(3)	給水対策の拡充	(4)	給水対策の拡充	
	(4)	給水訓練の実施	(5)	給水訓練の実施	
	(5)	千葉県企業局との連携	(6)	千葉県企業局との連携	
2-6-7	第6 1 (3)	防疫・清掃・環境対策 トイレ対策 災害用トイレ等の整備 市は、便槽型及び下水道直結型の災害用マンホールトイレの整備を検討するほか、下水道が使用停止となった場合でも一定のトイレ機能を確保できる汚水循環放流型・貯留型トイレの整備を検討する。 また、公園等の整備や改修を行う際は、災害用トイレ等の整備を検討し、基数については公園等の規模に応じて決定する。	第6 1 (3)	防疫・清掃・環境対策 トイレ対策 マンホール型のトイレの整備 市は、便槽型及び下水道直結型の災害用マンホールトイレの整備を検討する。	時点修正

項	修正後	修正前	根拠
2-7-1	<p>第7節 要配慮者対策</p> <p>第1 避難行動要支援者の対策</p> <p>市は、避難に特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対し、より迅速な安否確認や救助・救援活動を実施するため、<u>「浦安市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成や支援体制の整備等を推進するものとする。</u></p> <p>1 避難行動要支援者の支援</p> <p><u>(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</u></p> <p><u>避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、以下の要件に該当する方を対象範囲として、そのうち特に避難支援が必要である方を名簿に掲載する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① <u>要介護状態区分が要介護1から要介護5までに該当する方</u></p> <p>② <u>身体障害者手帳を交付されており、障がいの程度が1級又は2級の方</u></p> <p>③ <u>療育手帳を交付されており、障がいの程度が重度(ⒶまたはA)の方</u></p> <p>④ <u>精神障害者保健福祉手帳を交付されており、障がい等級1級の方</u></p> <p>⑤ <u>市の生活支援を受けている難病患者</u></p> <p>⑥ <u>市の生活支援を受けている小児慢性特定疾病児童</u></p> <p>⑦ <u>高齢者のみの世帯の方(75歳以上)</u></p> <p>⑧ <u>前各号に準じる状態にあって、地域による支援が必要と認められる方</u></p> </div> <p><u>(3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</u></p> <p><u>市は関係部局で把握している情報を集約するほか、関係都道府県に対して情報提供を求め避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成する。</u></p> <p><u>また、市は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第9条第1項及び別表第一の規定により、個人番号を利用した避難行動要支援者情報の収集について検討する。</u></p>	<p>第7節 要配慮者対策</p> <p>第1 避難行動要支援者の対策</p> <p>市は、避難に特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対し、より迅速な安否確認や救助・救援活動を実施するため、避難行動要支援者名簿の作成や支援体制の整備等を推進するものとする。</p> <p>1 避難行動要支援者支援</p> <p><u>(新規)</u></p>	取組による修正

項	修正後	修正前	根拠
	<p>(4) <u>避難行動要支援者名簿の提供・更新</u>  <u>市は、避難行動要支援者やその家族等から同意が得られた場合、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、市の所有する情報や避難支援等関係者からの情報提供をもとに適宜、更新した情報を共有する。</u></p>		取組による修正
	<p>(5) <u>避難行動要支援者名簿の管理</u>  <u>市は、避難行動要支援者に関する情報の適正な管理のため、次の事項を講じるよう努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>転入や要介護状態になったなどの理由による新たな避難行動要支援者の名簿の登録及び、現搭載者の各種情報の更新は、市の所有する情報や避難支援等関係者からの情報提供をもとに随時行う。</u></li> <li>・ <u>避難行動要支援者名簿を電子媒体及び紙媒体で保管します。電子媒体の場合はパスワード等を使用し、紙媒体の場合は施錠ができる保管庫等を使用し厳重に管理する。ただし、避難行動要支援者名簿の提供は、紙媒体により行う。</u></li> <li>・ <u>避難支援等関係者と「個人情報の保護に関する覚書」を取り交わし、法令等に基づく守秘義務を厳守させる。</u></li> <li>・ <u>自治会自主防災組織や民生委員等地域が限定される避難支援等関係者には、当該地域の避難行動要支援者の情報のみ提供する。</u></li> <li>・ <u>個人情報の取扱いに関する研修を行い、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、法に基づき秘密保持義務が課せられていることを周知する。</u></li> <li>・ <u>避難行動要支援者名簿や個別避難計画の提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で名簿等を取り扱う方を限定する。</u></li> <li>・ <u>避難行動要支援者名簿や個別避難計画は施錠可能な場所への保管を行い、必要以上の複製をすることがないように説明する。</u></li> <li>・ <u>避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の更新の際は、旧名簿を確実に回収し廃棄する。</u></li> <li>・ <u>災害時に提供した避難行動要支援者名簿（災害時名簿）</u></li> </ul>		取組による修正

項	修正後		修正前		根拠
		<p>は、避難支援終了後に確実に回収し廃棄する。</p> <p>・避難支援等関係者は、市の求めに応じて避難行動要支援者名簿や個別避難計画情報の取扱状況を報告する。</p>			
2-7-3	(6)	<p><u>個別避難計画</u>の作成</p> <p>市は、避難支援等関係者の協力により、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画となる「<u>個別避難計画</u>」を作成する。</p>	(2)	<p><u>個別計画</u>の作成</p> <p>市は、避難支援等関係者の協力により、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画となる「<u>浦安市災害時要援護者避難支援プラン〈個別計画〉</u>」を作成する。</p>	時点修正
	2	<p>地域における支援体制の整備</p> <p>市は、避難行動要支援者やその家族等から同意が得られた場合、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を<u>提供する</u>。</p> <p>また、災害発生時の情報伝達、安否確認、救助、避難誘導等の地域における支援体制を整備する。</p> <p>なお、市及び避難支援等関係者は、これらの個人情報の取り扱いにあたり、法、浦安市災害対策基本条例、<u>浦安市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）</u>等の関係法令等を遵守する。</p> <p>(1) <u>避難支援等関係者の範囲と役割</u></p> <p><u>避難支援等関係者の範囲は次の①～⑦の要件に該当する者とする。</u></p> <p><u>また、避難支援等関係者は、災害時における避難支援等を迅速かつ効果的に行うため、日頃から自治会等が行う地域の防災訓練や防災活動へ積極的に参加・協力する等、可能な範囲で避難行動要支援者とのコミュニケーションを図り、避難行動要支援者の状態を把握しておくよう努める。</u></p> <p>■ <u>避難支援等関係者の範囲</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>自治会・自主防災組織</u></li> <li>② <u>社会福祉協議会</u></li> <li>③ <u>民生委員</u></li> <li>④ <u>消防機関</u></li> <li>⑤ <u>警察</u></li> <li>⑥ <u>福祉事業者（介護保険サービス事業者・障がい福祉サービス事業者・指定福祉避難所施設管理者当避難行動要支援者当に携わる事業者）</u></li> <li>⑦ <u>その他特に必要と認められる方</u></li> </ul>	2	<p>地域における支援体制の整備</p> <p>市は、避難行動要支援者やその家族等から同意が得られた場合、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を<u>提供し、概ね1年に1度の頻度で更新した情報を共有する</u>。</p> <p>また、災害発生時の情報伝達、安否確認、救助、避難誘導等の地域における支援体制を整備する。</p> <p>なお、市及び避難支援等関係者は、これらの個人情報の取り扱いにあたり、法、浦安市災害対策基本条例、「<u>浦安市災害時要援護者避難支援プラン</u>」等の関係法令等を遵守する。</p> <p>(新規) (新規)</p>	取組による修正
	(2)	<p><u>避難支援等関係者の安全確保</u></p>	(新規)	(新規)	取組による修正

項	修正後		修正前		根拠
	<p>市は避難支援等関係者の安全を確保するため、以下の事項について周知を行う。</p> <p>① 災害時はまず、自分の身を守ること</p> <p>② 自身及び家族等の安全を確保した上で、可能な範囲で支援活動を行うこと</p> <p>③ 避難行動要支援者の支援は、法的な義務を負うものではないこと</p> <p>④ 避難行動要支援者に対し、災害状況によっては、支援を受けることができない可能性があることを周知して、理解を得るよう努める。</p>				
	(3)	<p>避難情報の伝達</p> <p>市は災害時に円滑かつ迅速に避難行動要支援者に正確な避難情報等を提供するため、防災行政無線、市公式ホームページ、重要なお知らせメール、X、LINE、Yahoo!防災、ケーブルテレビ、広報車等、多様な手段を活用する。</p> <p>なお、社会福祉施設等については、あらかじめ定めた伝達方法で避難情報を伝達する。</p>	(新規)	(新規)	取組による修正
2-10-1	第10節 第1 1	<p>水害対策※浦安市水防計画</p> <p>治水事業の推進</p> <p>河川改修等</p> <p>千葉県は、河川の治水対策として、<u>低地対策河川事業、広域河川改修事業及び県単河川改良事業</u>により、地盤改良及び護岸の改築等の河川の改修を進めている。市は、防災機能の向上とあわせて良好な水辺環境となるよう、整備の具体化に向けて千葉県と連携を図る。</p> <p>また、境川河口部の水門の新設について、千葉県と協議を進める。</p>	第10節 第1 1	<p>水害対策※浦安市水防計画</p> <p>治水事業の推進</p> <p>河川改修等</p> <p>千葉県は、河川の治水対策として、<u>低地対策河川事業及び県単水辺環境整備事業や広域河川改修事業</u>により、地盤改良及び護岸の改築等の河川の改修を進めている。市は、その他の河川についても、防災機能の向上とあわせて良好な水辺環境となるよう、整備の具体化に向けて千葉県と連携を図る。また、境川河口部の水門の新設について、千葉県と協議を進める。</p>	字句修正
2-10-2	2  第3	<p>流域対策（雨水貯留施設）</p> <p>市は、雨水管理総合計画に基づき、市内の学校の校庭や公園、道路を<u>活用した</u>雨水貯留施設の整備を行うとともに、民有地の宅地に対しては、浦安市宅地開発事業等に関する条例に基づき、雨水貯留施設の設置指導を継続する。</p> <p>水害に対する知識の普及・啓発</p> <p>本市及び千葉県は、水害による被害の軽減を図るため、浸水のおそれのある地域をあらかじめ調査し、「想定最大規模降雨」に対応した浸水想定区域を把握するものとする。</p>	2  第3	<p>流域対策（雨水貯留施設）</p> <p>市は、雨水管理総合計画に基づき、市内の学校の校庭や公園、道路の<u>地下への</u>雨水貯留施設の整備を行うとともに、民有地の宅地に対しては、浦安市宅地開発事業等に関する条例に基づき、雨水貯留施設の設置指導を継続する。</p> <p>水害に対する知識の普及・啓発</p> <p>本市及び千葉県は、水害による被害の軽減を図るため、浸水のおそれのある地域をあらかじめ調査し、「想定最大規模降雨」に対応した浸水想定区域を把握するものとする。</p>	取組による修正

項	修正後		修正前		根拠
	<p>また、住民自らがあらかじめ豪雨による地域の危険性を理解し、自身に最も適した避難行動につなげるため、浸水情報や避難場所等の必要な情報を記載した<u>水害ハザードマップ</u>を作成・配布するとともに、安全な場所にいる人まで避難所等に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難情報の意味について、広報紙、市公式ホームページ等により地域住民への周知を行うものとする。</p>		<p>また、住民自らがあらかじめ豪雨による地域の危険性を理解し、自身に最も適した避難行動につなげるため、浸水情報や避難場所等の必要な情報を記載した<u>洪水ハザードマップ</u>を作成・配布するとともに、安全な場所にいる人まで避難所等に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難情報の意味について、広報紙、市公式ホームページ等により地域住民への周知を行うものとする。</p>		
	<p>第4 1</p>	<p>水防法に基づく避難体制の整備 浸水想定区域内の要配慮者施設への対応 市は、水防法第15条に基づく浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の<u>水害時</u>の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設に対して、洪水予報等の伝達方法を定めておく。</p>	<p>第4 1</p>	<p>水防法に基づく避難体制の整備 浸水想定区域内の要配慮者施設への対応 市は、水防法第15条に基づく浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の<u>洪水時</u>の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設に対して、洪水予報等の伝達方法を定めておく。</p>	<p>取組による修正</p>
	<p>3</p>	<p>要配慮者施設での避難確保計画の作成等 水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。避難確保計画の作成にあたっては、<u>水害ハザードマップ等</u>をもとに情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認する。市は、避難確保計画作成の指導を行う。</p>	<p>3</p>	<p>要配慮者施設での避難確保計画の作成等 水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。避難確保計画の作成にあたっては、<u>洪水ハザードマップ</u>をもとに情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認する。市は、避難確保計画作成の指導を行う。</p>	<p>取組による修正</p>

項	修正後		修正前		根拠												
2-10-4	第7 1 (2)	避難体制の整備 1 水害時における避難行動の検討 (2) 避難行動 ■ 避難行動 <table border="1" data-bbox="353 292 1061 970"> <tr> <td data-bbox="353 292 589 403">平時</td> <td data-bbox="589 292 1061 403">・マイタイムラインを作成し、避難するタイミングや避難先について確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 403 589 635">災害が発生するまで時間に余裕がある場合</td> <td data-bbox="589 403 1061 635">           ・自宅の安全を確保したうえで、在宅避難            ・近隣の安全な場所・建物への移動            ・市外の親戚、知人宅や宿泊施設への移動            ・開設された待避所への移動         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 635 589 970" rowspan="2">災害の発生が切迫している場合</td> <td data-bbox="589 635 1061 786">           ① 冠水時等の屋外移動回避            ・夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="589 786 1061 970">           ② 屋内での待避等の安全確保            ・急激な降雨や浸水により待避所へ移動することが困難な場合、状況に応じて、自宅等の上階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つ         </td> </tr> </table>	平時	・マイタイムラインを作成し、避難するタイミングや避難先について確認する。	災害が発生するまで時間に余裕がある場合	・自宅の安全を確保したうえで、在宅避難 ・近隣の安全な場所・建物への移動 ・市外の親戚、知人宅や宿泊施設への移動 ・開設された待避所への移動	災害の発生が切迫している場合	① 冠水時等の屋外移動回避 ・夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。	② 屋内での待避等の安全確保 ・急激な降雨や浸水により待避所へ移動することが困難な場合、状況に応じて、自宅等の上階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つ	第7 1 (2)	避難体制の整備 1 水害時における避難行動の検討 (2) 避難行動 ■ 避難行動 <table border="1" data-bbox="1218 292 1930 858"> <tr> <td data-bbox="1218 292 1453 523">災害が発生するまで時間に余裕がある場合</td> <td data-bbox="1453 292 1930 523">           ・自宅の安全を確保したうえで、在宅避難            ・近隣の安全な場所・建物への移動            ・市外の親戚、知人宅や宿泊施設への移動            ・開設された待避所への移動         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 523 1453 858" rowspan="2">災害の発生が切迫している場合</td> <td data-bbox="1453 523 1930 675">           ② 冠水時等の屋外移動回避            ・夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1453 675 1930 858">           ② 屋内での待避等の安全確保            ・急激な降雨や浸水により待避所へ移動することが困難な場合、状況に応じて、自宅等の上階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つ         </td> </tr> </table>	災害が発生するまで時間に余裕がある場合	・自宅の安全を確保したうえで、在宅避難 ・近隣の安全な場所・建物への移動 ・市外の親戚、知人宅や宿泊施設への移動 ・開設された待避所への移動	災害の発生が切迫している場合	② 冠水時等の屋外移動回避 ・夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。	② 屋内での待避等の安全確保 ・急激な降雨や浸水により待避所へ移動することが困難な場合、状況に応じて、自宅等の上階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つ	取組による修正
平時	・マイタイムラインを作成し、避難するタイミングや避難先について確認する。																
災害が発生するまで時間に余裕がある場合	・自宅の安全を確保したうえで、在宅避難 ・近隣の安全な場所・建物への移動 ・市外の親戚、知人宅や宿泊施設への移動 ・開設された待避所への移動																
災害の発生が切迫している場合	① 冠水時等の屋外移動回避 ・夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。																
	② 屋内での待避等の安全確保 ・急激な降雨や浸水により待避所へ移動することが困難な場合、状況に応じて、自宅等の上階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つ																
災害が発生するまで時間に余裕がある場合	・自宅の安全を確保したうえで、在宅避難 ・近隣の安全な場所・建物への移動 ・市外の親戚、知人宅や宿泊施設への移動 ・開設された待避所への移動																
災害の発生が切迫している場合	② 冠水時等の屋外移動回避 ・夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。																
	② 屋内での待避等の安全確保 ・急激な降雨や浸水により待避所へ移動することが困難な場合、状況に応じて、自宅等の上階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つ																
2-11-1	11節 第1 1	風害対策 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発 1 防災気象情報の知識 竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、 <u>各地の気象台が事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点で気象庁が発表する「竜巻注意情報」がある。</u> さらに竜巻など激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布や1時間先までの予報として「竜巻発生確度ナウキャスト」が提供されている。	11節 第1 1	風害対策 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発 1 防災気象情報の知識 竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、 <u>事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。</u> さらに竜巻など激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布や1時間先までの予報として「竜巻発生確度ナウキャスト」が提供されている。	時点修正												



項	修正後				修正前				根拠																																											
3-1-7	第3章 第1節 第2 2	応急活動体制 災害対策本部設置時の体制（共通） 職員の参集・配備 配備基準（風水害等）	第3章 第1節 第2 2	応急活動体制 災害対策本部設置時の体制（共通） 職員の参集・配備 配備基準（風水害等）	取組による修正																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>配備基準（風水害）</th> <th>配備基準（降灰）</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前の体制</td> <td>注意配備体制</td> <td>           市域に次の注意報・警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき            ①大雨注意報            ②高潮注意報            ③洪水注意報            ④大雪注意報            ⑤大雨警報            ⑥暴風警報            ⑦高潮警報            ⑧洪水警報            ⑨大雪警報         </td> <td>           市域に量的降灰予報（少量）が発表され、市長が必要と認めたとき         </td> <td>           （風水害）            都市整備部及び総務部危機管理課の職員            （降灰）            総務部危機管理課の職員         </td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制</td> <td>           市域に次の警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき            ①大雨警報            ②暴風警報            ③高潮警報            ④洪水警報            ⑤大雪警報         </td> <td>           市域に量的降灰予報（やや多量）が発表され、市長が必要と認めたとき         </td> <td>           （風水害）            都市整備部、都市政策部及び総務部危機管理課の職員            （降灰）            係長以上の職員及び市内在住男性職員            ※保育園・幼稚園については女性職員も含む         </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部設置</td> <td>非常配備準備体制</td> <td> <u>市域に大雨、暴風、洪水、高潮又は大雪等で重大な災害が発生する恐れがあり、市長が待避所の開設を必要と認めたとき</u> </td> <td>-</td> <td> <u>各部長・各部連絡員            総括対策部、都市対策部、援護対策部、避難対策部、消防対策部及び待避所担当職員</u> </td> </tr> <tr> <td>非常配備体制</td> <td>           市域に大雨、暴風、洪水、高潮又は大雪等で重大な災害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市長が必要と認めたとき         </td> <td>           市域に量的降灰予報（多量）が発表され、市長が必要と認めたとき         </td> <td>全ての職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>           浦安市に気象に関する特別警報が発表されたとき【自動配備】         </td> <td>-</td> <td>全ての職員</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制		配備基準（風水害）	配備基準（降灰）	参集基準	災害対策本部設置前の体制	注意配備体制	市域に次の注意報・警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき ①大雨注意報 ②高潮注意報 ③洪水注意報 ④大雪注意報 ⑤大雨警報 ⑥暴風警報 ⑦高潮警報 ⑧洪水警報 ⑨大雪警報	市域に量的降灰予報（少量）が発表され、市長が必要と認めたとき	（風水害） 都市整備部及び総務部危機管理課の職員 （降灰） 総務部危機管理課の職員	警戒配備体制	市域に次の警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき ①大雨警報 ②暴風警報 ③高潮警報 ④洪水警報 ⑤大雪警報	市域に量的降灰予報（やや多量）が発表され、市長が必要と認めたとき	（風水害） 都市整備部、都市政策部及び総務部危機管理課の職員 （降灰） 係長以上の職員及び市内在住男性職員 ※保育園・幼稚園については女性職員も含む	災害対策本部設置	非常配備準備体制	<u>市域に大雨、暴風、洪水、高潮又は大雪等で重大な災害が発生する恐れがあり、市長が待避所の開設を必要と認めたとき</u>	-	<u>各部長・各部連絡員            総括対策部、都市対策部、援護対策部、避難対策部、消防対策部及び待避所担当職員</u>	非常配備体制	市域に大雨、暴風、洪水、高潮又は大雪等で重大な災害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市長が必要と認めたとき	市域に量的降灰予報（多量）が発表され、市長が必要と認めたとき	全ての職員		浦安市に気象に関する特別警報が発表されたとき【自動配備】	-	全ての職員	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>配備基準（風水害）</th> <th>配備基準（降灰）</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前の体制</td> <td>注意配備体制</td> <td>           市域に次の注意報・警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき            ①大雨注意報            ②高潮注意報            ③洪水注意報            ④大雪注意報            ⑤大雨警報            ⑥暴風警報            ⑦高潮警報            ⑧洪水警報            ⑨大雪警報         </td> <td>           市域に量的降灰予報（少量）が発表され、市長が必要と認めたとき         </td> <td>           （風水害）            都市整備部及び総務部危機管理課の職員            （降灰）            総務部危機管理課の職員         </td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制</td> <td>           市域に次の警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき            ①大雨警報            ②暴風警報            ③高潮警報            ④洪水警報            ⑤大雪警報         </td> <td>           市域に量的降灰予報（やや多量）が発表され、市長が必要と認めたとき         </td> <td>           （風水害）            都市整備部、都市政策部及び総務部危機管理課の職員            （降灰）            係長以上の職員及び市内在住男性職員            ※保育園・幼稚園については女性職員も含む         </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置</td> <td rowspan="2">非常配備体制</td> <td>           市域に大雨、暴風、洪水、高潮又は大雪等で重大な災害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市長が必要と認めたとき         </td> <td>           市域に量的降灰予報（多量）が発表され、市長が必要と認めたとき         </td> <td>全ての職員</td> </tr> <tr> <td>           浦安市に気象に関する特別警報が発表されたとき【自動配備】         </td> <td>-</td> <td>全ての職員</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制		配備基準（風水害）	配備基準（降灰）	参集基準	災害対策本部設置前の体制	注意配備体制	市域に次の注意報・警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき ①大雨注意報 ②高潮注意報 ③洪水注意報 ④大雪注意報 ⑤大雨警報 ⑥暴風警報 ⑦高潮警報 ⑧洪水警報 ⑨大雪警報	市域に量的降灰予報（少量）が発表され、市長が必要と認めたとき	（風水害） 都市整備部及び総務部危機管理課の職員 （降灰） 総務部危機管理課の職員	警戒配備体制	市域に次の警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき ①大雨警報 ②暴風警報 ③高潮警報 ④洪水警報 ⑤大雪警報	市域に量的降灰予報（やや多量）が発表され、市長が必要と認めたとき	（風水害） 都市整備部、都市政策部及び総務部危機管理課の職員 （降灰） 係長以上の職員及び市内在住男性職員 ※保育園・幼稚園については女性職員も含む	災害対策本部設置	非常配備体制	市域に大雨、暴風、洪水、高潮又は大雪等で重大な災害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市長が必要と認めたとき	市域に量的降灰予報（多量）が発表され、市長が必要と認めたとき	全ての職員	浦安市に気象に関する特別警報が発表されたとき【自動配備】	-	全ての職員
配備体制		配備基準（風水害）	配備基準（降灰）	参集基準																																																
災害対策本部設置前の体制	注意配備体制	市域に次の注意報・警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき ①大雨注意報 ②高潮注意報 ③洪水注意報 ④大雪注意報 ⑤大雨警報 ⑥暴風警報 ⑦高潮警報 ⑧洪水警報 ⑨大雪警報	市域に量的降灰予報（少量）が発表され、市長が必要と認めたとき	（風水害） 都市整備部及び総務部危機管理課の職員 （降灰） 総務部危機管理課の職員																																																
	警戒配備体制	市域に次の警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき ①大雨警報 ②暴風警報 ③高潮警報 ④洪水警報 ⑤大雪警報	市域に量的降灰予報（やや多量）が発表され、市長が必要と認めたとき	（風水害） 都市整備部、都市政策部及び総務部危機管理課の職員 （降灰） 係長以上の職員及び市内在住男性職員 ※保育園・幼稚園については女性職員も含む																																																
災害対策本部設置	非常配備準備体制	<u>市域に大雨、暴風、洪水、高潮又は大雪等で重大な災害が発生する恐れがあり、市長が待避所の開設を必要と認めたとき</u>	-	<u>各部長・各部連絡員            総括対策部、都市対策部、援護対策部、避難対策部、消防対策部及び待避所担当職員</u>																																																
	非常配備体制	市域に大雨、暴風、洪水、高潮又は大雪等で重大な災害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市長が必要と認めたとき	市域に量的降灰予報（多量）が発表され、市長が必要と認めたとき	全ての職員																																																
		浦安市に気象に関する特別警報が発表されたとき【自動配備】	-	全ての職員																																																
配備体制		配備基準（風水害）	配備基準（降灰）	参集基準																																																
災害対策本部設置前の体制	注意配備体制	市域に次の注意報・警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき ①大雨注意報 ②高潮注意報 ③洪水注意報 ④大雪注意報 ⑤大雨警報 ⑥暴風警報 ⑦高潮警報 ⑧洪水警報 ⑨大雪警報	市域に量的降灰予報（少量）が発表され、市長が必要と認めたとき	（風水害） 都市整備部及び総務部危機管理課の職員 （降灰） 総務部危機管理課の職員																																																
	警戒配備体制	市域に次の警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき ①大雨警報 ②暴風警報 ③高潮警報 ④洪水警報 ⑤大雪警報	市域に量的降灰予報（やや多量）が発表され、市長が必要と認めたとき	（風水害） 都市整備部、都市政策部及び総務部危機管理課の職員 （降灰） 係長以上の職員及び市内在住男性職員 ※保育園・幼稚園については女性職員も含む																																																
災害対策本部設置	非常配備体制	市域に大雨、暴風、洪水、高潮又は大雪等で重大な災害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市長が必要と認めたとき	市域に量的降灰予報（多量）が発表され、市長が必要と認めたとき	全ての職員																																																
		浦安市に気象に関する特別警報が発表されたとき【自動配備】	-	全ての職員																																																

項	修正後			修正前			根拠										
3-2-1	第2節	災害対策本部設置前の体制（風水害）※浦安市水防計画 ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1" data-bbox="353 215 1061 405"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 活動体制の検討</td> <td>総括対策部 都市対策部 <u>消防対策部</u></td> <td>銚子地方気象台、江戸川河川事務所、<u>浦安警察署</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 活動体制の検討	総括対策部 都市対策部 <u>消防対策部</u>	銚子地方気象台、江戸川河川事務所、 <u>浦安警察署</u>	第2節	災害対策本部設置前の体制（風水害）※浦安市水防計画 ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1" data-bbox="1218 215 1926 368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 活動体制の検討</td> <td>総括対策部 都市対策部 消防対策部</td> <td>銚子地方気象台、江戸川河川事務所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 活動体制の検討	総括対策部 都市対策部 消防対策部	銚子地方気象台、江戸川河川事務所	取組による修正
項目	担当	関係機関															
第1 活動体制の検討	総括対策部 都市対策部 <u>消防対策部</u>	銚子地方気象台、江戸川河川事務所、 <u>浦安警察署</u>															
項目	担当	関係機関															
第1 活動体制の検討	総括対策部 都市対策部 消防対策部	銚子地方気象台、江戸川河川事務所															
3-2-2	第1 2	活動体制の検討 水防配備体制 <table border="1" data-bbox="353 496 1061 1252"> <tbody> <tr> <td>排水対策本部 準備体制</td> <td>① レベル1 気象業務会社の降雨予報 10mm/h 以上 道路整備課職員 監視・出動待機 ② レベル2 気象業務会社の降雨予想 15mm/h 以上、予想潮位 AP + 2.1m 未満で、本部長が必要と認めるとき 道路整備課・道路管理課・地籍調査課職員・<u>消防署職員</u> 排水機場班・冠水対応班等 ③ レベル2 気象業務会社の降雨予想 15mm/h 以上、予想潮位 AP + 2.1m 以上で、本部長が必要と認めるとき (増員) 上記3課・危機管理課・<u>消防署職員</u> 都市整備部市内在任職員 排水機場班・冠水対応班</td> </tr> <tr> <td>排水対策本部 第1配備体制</td> <td>気象業務会社の降雨予報 30mm/h 以上又は、市域に次の注意報・警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、本部長が必要と認めるとき 【大雨注意報・高潮注意報・洪水注意報・大雪注意報・大雨警報・暴風警報・高潮警報・洪水警報・大雪警報】 都市整備部・危機管理課職員・<u>消防署職員</u> 排水機場班・冠水対応班等</td> </tr> <tr> <td>排水対策本部 第2配備体制</td> <td>気象業務会社の降雨予報 50mm/h 以上又は、市域に次の警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、本部長が必要と認めるとき 【大雨警報・暴風警報・高潮警報・洪水警報・大雪警報】 都市整備部・都市政策部・危機管理課職員・<u>消防署職員</u> 排水機場班・冠水対応班等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※消防署職員については 119 番通報対応を優先することとし、必要に応じ、排水対応に協力する。また、本部の判断により、配備体制の区分に関わらず職員を出動させることができる。</p>	排水対策本部 準備体制	① レベル1 気象業務会社の降雨予報 10mm/h 以上 道路整備課職員 監視・出動待機 ② レベル2 気象業務会社の降雨予想 15mm/h 以上、予想潮位 AP + 2.1m 未満で、本部長が必要と認めるとき 道路整備課・道路管理課・地籍調査課職員・ <u>消防署職員</u> 排水機場班・冠水対応班等 ③ レベル2 気象業務会社の降雨予想 15mm/h 以上、予想潮位 AP + 2.1m 以上で、本部長が必要と認めるとき (増員) 上記3課・危機管理課・ <u>消防署職員</u> 都市整備部市内在任職員 排水機場班・冠水対応班	排水対策本部 第1配備体制	気象業務会社の降雨予報 30mm/h 以上又は、市域に次の注意報・警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、本部長が必要と認めるとき 【大雨注意報・高潮注意報・洪水注意報・大雪注意報・大雨警報・暴風警報・高潮警報・洪水警報・大雪警報】 都市整備部・危機管理課職員・ <u>消防署職員</u> 排水機場班・冠水対応班等	排水対策本部 第2配備体制	気象業務会社の降雨予報 50mm/h 以上又は、市域に次の警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、本部長が必要と認めるとき 【大雨警報・暴風警報・高潮警報・洪水警報・大雪警報】 都市整備部・都市政策部・危機管理課職員・ <u>消防署職員</u> 排水機場班・冠水対応班等	第1 2	活動体制の検討 水防配備体制 <table border="1" data-bbox="1218 496 1926 1319"> <tbody> <tr> <td>排水対策本部 準備体制</td> <td>① レベル1 気象業務会社の降雨予報 10mm/h 以上 道路整備課職員 監視・出動待機 ② レベル2 気象業務会社の降雨予想 15mm/h 以上、予想潮位 AP + 2.1m 未満で、本部長が必要と認めるとき 道路整備課・道路管理課・地籍調査課職員 排水機場班・冠水対応班等 ③ レベル2 気象業務会社の降雨予想 15mm/h 以上、予想潮位 AP + 2.1m 以上で、本部長が必要と認めるとき (増員) 上記3課・危機管理課・都市整備部市内在任職員 排水機場班・冠水対応班</td> </tr> <tr> <td>排水対策本部 第1配備体制</td> <td>気象業務会社の降雨予報 30mm/h 以上又は、市域に次の注意報・警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、本部長が必要と認めるとき 【大雨注意報・高潮注意報・洪水注意報・大雪注意報・大雨警報・暴風警報・高潮警報・洪水警報・大雪警報】 都市整備部・危機管理課職員 排水機場班・冠水対応班等</td> </tr> <tr> <td>排水対策本部 第2配備体制</td> <td>気象業務会社の降雨予報 50mm/h 以上又は、市域に次の警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、本部長が必要と認めるとき 【大雨警報・暴風警報・高潮警報・洪水警報・大雪警報】 都市整備部・都市政策部・危機管理課職員 排水機場班・冠水対応班等</td> </tr> </tbody> </table>	排水対策本部 準備体制	① レベル1 気象業務会社の降雨予報 10mm/h 以上 道路整備課職員 監視・出動待機 ② レベル2 気象業務会社の降雨予想 15mm/h 以上、予想潮位 AP + 2.1m 未満で、本部長が必要と認めるとき 道路整備課・道路管理課・地籍調査課職員 排水機場班・冠水対応班等 ③ レベル2 気象業務会社の降雨予想 15mm/h 以上、予想潮位 AP + 2.1m 以上で、本部長が必要と認めるとき (増員) 上記3課・危機管理課・都市整備部市内在任職員 排水機場班・冠水対応班	排水対策本部 第1配備体制	気象業務会社の降雨予報 30mm/h 以上又は、市域に次の注意報・警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、本部長が必要と認めるとき 【大雨注意報・高潮注意報・洪水注意報・大雪注意報・大雨警報・暴風警報・高潮警報・洪水警報・大雪警報】 都市整備部・危機管理課職員 排水機場班・冠水対応班等	排水対策本部 第2配備体制	気象業務会社の降雨予報 50mm/h 以上又は、市域に次の警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、本部長が必要と認めるとき 【大雨警報・暴風警報・高潮警報・洪水警報・大雪警報】 都市整備部・都市政策部・危機管理課職員 排水機場班・冠水対応班等	取組による修正
排水対策本部 準備体制	① レベル1 気象業務会社の降雨予報 10mm/h 以上 道路整備課職員 監視・出動待機 ② レベル2 気象業務会社の降雨予想 15mm/h 以上、予想潮位 AP + 2.1m 未満で、本部長が必要と認めるとき 道路整備課・道路管理課・地籍調査課職員・ <u>消防署職員</u> 排水機場班・冠水対応班等 ③ レベル2 気象業務会社の降雨予想 15mm/h 以上、予想潮位 AP + 2.1m 以上で、本部長が必要と認めるとき (増員) 上記3課・危機管理課・ <u>消防署職員</u> 都市整備部市内在任職員 排水機場班・冠水対応班																
排水対策本部 第1配備体制	気象業務会社の降雨予報 30mm/h 以上又は、市域に次の注意報・警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、本部長が必要と認めるとき 【大雨注意報・高潮注意報・洪水注意報・大雪注意報・大雨警報・暴風警報・高潮警報・洪水警報・大雪警報】 都市整備部・危機管理課職員・ <u>消防署職員</u> 排水機場班・冠水対応班等																
排水対策本部 第2配備体制	気象業務会社の降雨予報 50mm/h 以上又は、市域に次の警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、本部長が必要と認めるとき 【大雨警報・暴風警報・高潮警報・洪水警報・大雪警報】 都市整備部・都市政策部・危機管理課職員・ <u>消防署職員</u> 排水機場班・冠水対応班等																
排水対策本部 準備体制	① レベル1 気象業務会社の降雨予報 10mm/h 以上 道路整備課職員 監視・出動待機 ② レベル2 気象業務会社の降雨予想 15mm/h 以上、予想潮位 AP + 2.1m 未満で、本部長が必要と認めるとき 道路整備課・道路管理課・地籍調査課職員 排水機場班・冠水対応班等 ③ レベル2 気象業務会社の降雨予想 15mm/h 以上、予想潮位 AP + 2.1m 以上で、本部長が必要と認めるとき (増員) 上記3課・危機管理課・都市整備部市内在任職員 排水機場班・冠水対応班																
排水対策本部 第1配備体制	気象業務会社の降雨予報 30mm/h 以上又は、市域に次の注意報・警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、本部長が必要と認めるとき 【大雨注意報・高潮注意報・洪水注意報・大雪注意報・大雨警報・暴風警報・高潮警報・洪水警報・大雪警報】 都市整備部・危機管理課職員 排水機場班・冠水対応班等																
排水対策本部 第2配備体制	気象業務会社の降雨予報 50mm/h 以上又は、市域に次の警報の1以上が発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、本部長が必要と認めるとき 【大雨警報・暴風警報・高潮警報・洪水警報・大雪警報】 都市整備部・都市政策部・危機管理課職員 排水機場班・冠水対応班等																
4-1-1	第4章 第1節	災害応急・復旧計画(震災編) 千葉県、防災関係機関との連絡体制 <table border="1" data-bbox="353 1460 1061 1495"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関				第4章 第1節	災害応急・復旧計画(震災編) 千葉県、防災関係機関との連絡体制 <table border="1" data-bbox="1218 1460 1926 1495"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関				時点修正
項目	担当	関係機関															
項目	担当	関係機関															

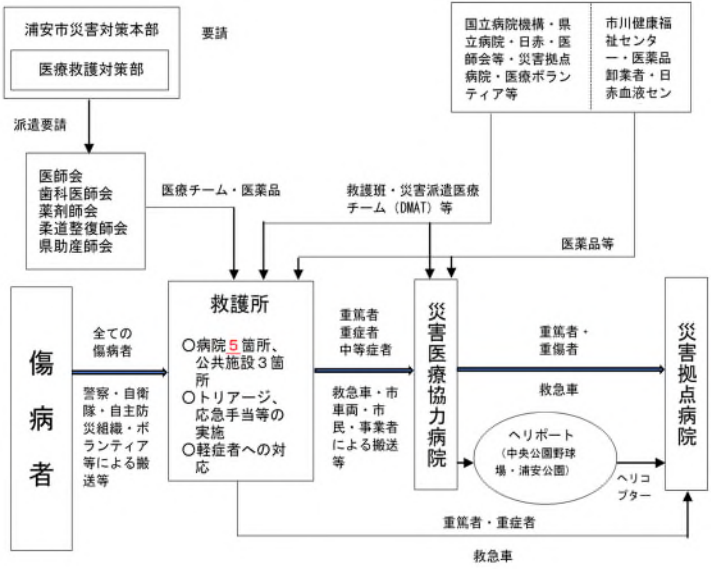
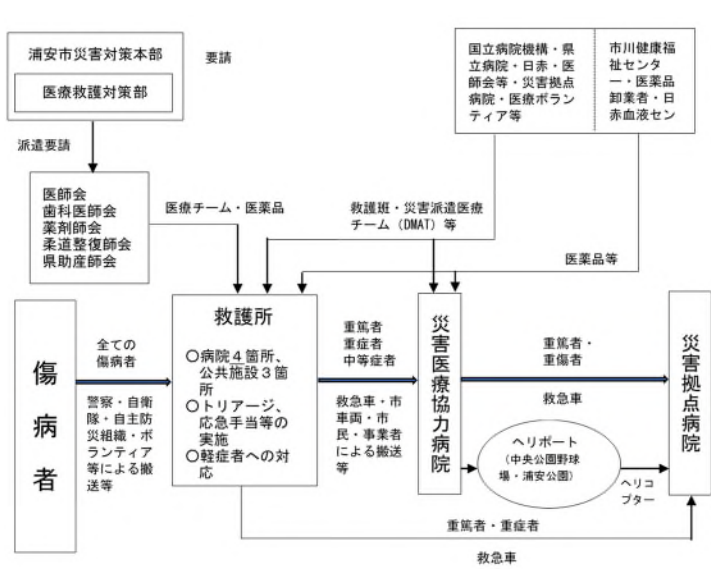
項	修正後			修正前			根拠											
		第1 通信連絡体制 第2 情報の収集 第3 災害対策本部会議の開催及び被害情報の報告	総括対策部 総括対策部、消防対策部、被災者対策部 総括対策部、消防対策部	千葉県(防災対策課)、関東地方非常通信協議会 千葉県(防災対策課)、京葉西部地区タクシー運営委員会、エクセル航空(株) 千葉県(防災対策課)、千葉県葛南地域振興事務所		第1 通信連絡体制 第2 情報の収集 第3 災害対策本部会議の開催及び被害情報の報告	総括対策部 総括対策部、消防対策部、被災者対策部 総括対策部、消防対策部	千葉県(危機管理課)、関東地方非常通信協議会 千葉県(危機管理課)、京葉西部地区タクシー運営委員会、エクセル航空(株) 千葉県(危機管理課)、千葉県葛南地域振興事務所										
4-1-3	第2	情報の収集 ■地震・津波情報の種類 <table border="1" data-bbox="353 703 1061 1198"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生から約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の揺れの検知時刻を発表する。浦安市は「千葉県北西部」の区域にあたる。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度情報</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の揺れの検知時刻を発表する。浦安市は「千葉県北西部」の区域にあたる。	震源・震度情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。	第2 情報の収集 ■地震・津波情報の種類 <table border="1" data-bbox="1218 703 1926 1230"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震源速報</td> <td>地震発生から約2分間後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の発生時刻を発表する。浦安市は「千葉県北西部」の区域にあたる。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>地震の発生場所やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名とその地震による最大震度に応じて一定以上の震源を観測した市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上を観測した市町村名のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	震源速報	地震発生から約2分間後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の発生時刻を発表する。浦安市は「千葉県北西部」の区域にあたる。	震源・震度に関する情報	地震の発生場所やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名とその地震による最大震度に応じて一定以上の震源を観測した市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した市町村名のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。	時点修正
種類	内容																	
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の揺れの検知時刻を発表する。浦安市は「千葉県北西部」の区域にあたる。																	
震源・震度情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。																	
種類	内容																	
震源速報	地震発生から約2分間後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の発生時刻を発表する。浦安市は「千葉県北西部」の区域にあたる。																	
震源・震度に関する情報	地震の発生場所やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名とその地震による最大震度に応じて一定以上の震源を観測した市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する																	
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した市町村名のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。																	

項	修正後		修正前		根拠												
4-2-1	第2節	<p>市民への情報伝達</p> <p>●自助・共助の役割</p> <table border="1" data-bbox="353 215 1061 783"> <tr> <td data-bbox="353 215 495 363">市民</td> <td data-bbox="495 215 1061 363"> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>X</u>、<u>LINE</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>家族、地域住民に情報を伝達する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 363 495 512">事業所</td> <td data-bbox="495 363 1061 512"> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>X</u>、<u>LINE</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>従業員、利用客等に情報を伝達する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 512 495 783">自治会 自主防災 組織等</td> <td data-bbox="495 512 1061 783"> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>X</u>、<u>LINE</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>自治会集会所を拠点として地域住民に情報を伝達する。</li> <li>避難所生活時においては、特に要配慮者等へ情報を伝達する。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">－対策の基本方針・目標－</p> <p>1. 市は、市民への情報伝達にあたり、防災行政用無線、市公式ホームページ、メール配信、<u>X</u>、広報車等、利用可能な媒体を活用して行う。</p>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>X</u>、<u>LINE</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>家族、地域住民に情報を伝達する。</li> </ul>	事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>X</u>、<u>LINE</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>従業員、利用客等に情報を伝達する。</li> </ul>	自治会 自主防災 組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>X</u>、<u>LINE</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>自治会集会所を拠点として地域住民に情報を伝達する。</li> <li>避難所生活時においては、特に要配慮者等へ情報を伝達する。</li> </ul>	第2節	<p>市民への情報伝達</p> <p>●自助・共助の役割</p> <table border="1" data-bbox="1218 215 1928 783"> <tr> <td data-bbox="1218 215 1359 363">市民</td> <td data-bbox="1359 215 1928 363"> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>ツイッター</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>家族、地域住民に情報を伝達する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 363 1359 512">事業所</td> <td data-bbox="1359 363 1928 512"> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>ツイッター</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>従業員、利用客等に情報を伝達する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 512 1359 783">自治会 自主防災 組織等</td> <td data-bbox="1359 512 1928 783"> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>ツイッター</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>自治会集会所を拠点として地域住民に情報を伝達する。</li> <li>避難所生活時においては、特に要配慮者等へ情報を伝達する。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">－対策の基本方針・目標－</p> <p>1. 市は、市民への情報伝達にあたり、防災行政用無線、市公式ホームページ、メール配信、<u>ツイッター</u>、広報車等、利用可能な媒体を活用して行う。</p>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>ツイッター</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>家族、地域住民に情報を伝達する。</li> </ul>	事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>ツイッター</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>従業員、利用客等に情報を伝達する。</li> </ul>	自治会 自主防災 組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>ツイッター</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>自治会集会所を拠点として地域住民に情報を伝達する。</li> <li>避難所生活時においては、特に要配慮者等へ情報を伝達する。</li> </ul>	時点修正
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>X</u>、<u>LINE</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>家族、地域住民に情報を伝達する。</li> </ul>																
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>X</u>、<u>LINE</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>従業員、利用客等に情報を伝達する。</li> </ul>																
自治会 自主防災 組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>X</u>、<u>LINE</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>自治会集会所を拠点として地域住民に情報を伝達する。</li> <li>避難所生活時においては、特に要配慮者等へ情報を伝達する。</li> </ul>																
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>ツイッター</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>家族、地域住民に情報を伝達する。</li> </ul>																
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>ツイッター</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>従業員、利用客等に情報を伝達する。</li> </ul>																
自治会 自主防災 組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政用無線、市公式ホームページ、メール、<u>ツイッター</u>、避難所掲示板等から情報収集をする。</li> <li>自治会集会所を拠点として地域住民に情報を伝達する。</li> <li>避難所生活時においては、特に要配慮者等へ情報を伝達する。</li> </ul>																
4-2-2	第1 1 (4)	<p>市民への情報伝達</p> <p>市からの情報発信</p> <p>(4) <u>X</u></p> <p>市は、<u>X</u>の浦安市公式アカウントを活用し、随時情報を発信する。</p> <p>(9) <u>LINE</u></p> <p>市は、<u>LINE</u>の浦安市公式アカウントを活用し、随時情報を発信する。</p>	第1 1 (4)	<p>市民への情報伝達</p> <p>市からの情報発信</p> <p>(4) <u>ツイッター</u></p> <p>市は、<u>ツイッター</u>の浦安市公式アカウントを活用し、随時情報を発信する。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	取組による修正												

項	修正後			修正前			根拠																
4-5-1	第5節	受援体制(人的支援) ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 受援体制(人的支援)</td> <td>総括対策部、各対策部</td> <td>自衛隊、千葉県(防災対策課)、協定締結先機関・団体</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 受援体制(人的支援)	総括対策部、各対策部	自衛隊、千葉県(防災対策課)、協定締結先機関・団体	第5節	受援体制(人的支援) ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 受援体制(人的支援)</td> <td>総括対策部、各対策部</td> <td>自衛隊、千葉県(危機管理課)、協定締結先機関・団体</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 受援体制(人的支援)	総括対策部、各対策部	自衛隊、千葉県(危機管理課)、協定締結先機関・団体	時点修正						
項目	担当	関係機関																					
第1 受援体制(人的支援)	総括対策部、各対策部	自衛隊、千葉県(防災対策課)、協定締結先機関・団体																					
項目	担当	関係機関																					
第1 受援体制(人的支援)	総括対策部、各対策部	自衛隊、千葉県(危機管理課)、協定締結先機関・団体																					
4-6-1	第6節	受援体制(物的支援) ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 受援体制(物的支援)</td> <td>総括対策部、各対策部</td> <td>自衛隊、千葉県(防災対策課)、協定締結先機関・団体</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 受援体制(物的支援)	総括対策部、各対策部	自衛隊、千葉県(防災対策課)、協定締結先機関・団体	第6節	受援体制(物的支援) ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 受援体制(物的支援)</td> <td>総括対策部、各対策部</td> <td>自衛隊、千葉県(危機管理課)、協定締結先機関・団体</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 受援体制(物的支援)	総括対策部、各対策部	自衛隊、千葉県(危機管理課)、協定締結先機関・団体	時点修正						
項目	担当	関係機関																					
第1 受援体制(物的支援)	総括対策部、各対策部	自衛隊、千葉県(防災対策課)、協定締結先機関・団体																					
項目	担当	関係機関																					
第1 受援体制(物的支援)	総括対策部、各対策部	自衛隊、千葉県(危機管理課)、協定締結先機関・団体																					
4-7-1	第7節	関係機関への応援・派遣要請 ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 受援体制(物的支援)</td> <td>総括対策部、各対策部</td> <td>自衛隊、千葉県(防災対策課)</td> </tr> <tr> <td>第2 自治体等・消防への応援要請</td> <td>総括対策部、物資供給対策部</td> <td>千葉県(防災対策課)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 受援体制(物的支援)	総括対策部、各対策部	自衛隊、千葉県(防災対策課)	第2 自治体等・消防への応援要請	総括対策部、物資供給対策部	千葉県(防災対策課)	第7節	関係機関への応援・派遣要請 ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 受援体制(物的支援)</td> <td>総括対策部、各対策部</td> <td>自衛隊、千葉県(危機管理課)</td> </tr> <tr> <td>第2 自治体等・消防への応援要請</td> <td>総括対策部、物資供給対策部</td> <td>千葉県(危機管理課)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 受援体制(物的支援)	総括対策部、各対策部	自衛隊、千葉県(危機管理課)	第2 自治体等・消防への応援要請	総括対策部、物資供給対策部	千葉県(危機管理課)	時点修正
項目	担当	関係機関																					
第1 受援体制(物的支援)	総括対策部、各対策部	自衛隊、千葉県(防災対策課)																					
第2 自治体等・消防への応援要請	総括対策部、物資供給対策部	千葉県(防災対策課)																					
項目	担当	関係機関																					
第1 受援体制(物的支援)	総括対策部、各対策部	自衛隊、千葉県(危機管理課)																					
第2 自治体等・消防への応援要請	総括対策部、物資供給対策部	千葉県(危機管理課)																					
4-7-2	第1	自衛隊の災害派遣 ■災害派遣要請の手続き <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <td>千葉県防災危機管理部(防災対策課)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>要請事項</th> <td>① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等 その他参考となるべき事項</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	千葉県防災危機管理部(防災対策課)	要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等 その他参考となるべき事項	第1	自衛隊の災害派遣 ■災害派遣要請の手続き <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <td>千葉県防災危機管理部(危機管理課)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>要請事項</th> <td>① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等 その他参考となるべき事項</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	千葉県防災危機管理部(危機管理課)	要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等 その他参考となるべき事項	時点修正										
連絡先	千葉県防災危機管理部(防災対策課)																						
要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等 その他参考となるべき事項																						
連絡先	千葉県防災危機管理部(危機管理課)																						
要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等 その他参考となるべき事項																						
4-9-1	第9節	応急医療救護活動 ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 初動医療救護</td> <td>医療救護対策部、消防</td> <td>浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 初動医療救護	医療救護対策部、消防	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬	第9節	応急医療救護活動 ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 初動医療救護</td> <td>医療救護対策部、消防</td> <td>浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 初動医療救護	医療救護対策部、消防	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬	取組による修正						
項目	担当	関係機関																					
第1 初動医療救護	医療救護対策部、消防	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬																					
項目	担当	関係機関																					
第1 初動医療救護	医療救護対策部、消防	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬																					

項	修正後			修正前			根拠
		対策部	剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、 <u>タムス浦安病院</u> 、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、エクセル航空、市川健康福祉センター		対策部	剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、エクセル航空、市川健康福祉センター	
	第2 指定避難所等での医療救護	医療救護対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、市川健康福祉センター	第2 指定避難所等での医療救護	医療救護対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、市川健康福祉センター	
	第3 被災者の健康管理・保健衛生	医療救護対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県助産師会、市川健康福祉センター	第3 被災者の健康管理・保健衛生	医療救護対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県助産師会、市川健康福祉センター	
	<p align="center">－ 対策の基本方針・目標－</p> <p>1. 3時間以内に急病診療所に救護所を設置し、その後、被災状況に応じ、急病診療所を含め、最大市内 <u>8箇所</u> に救護所を設置する。</p> <p>2. 6時間以内に市内病院の状況を把握し、千葉県に重症者等の受け入れを要請する。</p> <p>3. 透析患者等の慢性疾患を抱えている被災者には、すぐに治療や投薬が受けられるように、千葉県、医療機関に要請して対応する。</p> <p>4. 避難者への医療対策として医療チームを編成、避難所を巡回し、疾病の治療や健康相談等の健康管理を行う。</p> <p>5. 在宅医療患者への訪問医療等被災者への医療活動を行う。</p> <p>6. 避難生活における食中毒、感染症やエコノミークラス</p>			<p align="center">－ 対策の基本方針・目標－</p> <p>1. 3時間以内に急病診療所に救護所を設置し、その後、被災状況に応じ、急病診療所を含め、最大市内 <u>7箇所</u> に救護所を設置する。</p> <p>2. 6時間以内に市内病院の状況を把握し、千葉県に重症者等の受け入れを要請する。</p> <p>3. 透析患者等の慢性疾患を抱えている被災者には、すぐに治療や投薬が受けられるように、千葉県、医療機関に要請して対応する。</p> <p>4. 避難者への医療対策として医療チームを編成、避難所を巡回し、疾病の治療や健康相談等の健康管理を行う。</p> <p>5. 在宅医療患者への訪問医療等被災者への医療活動を行う。</p> <p>6. 避難生活における食中毒、感染症やエコノミークラス</p>			

項	修正後		修正前		根拠
		症候群等の予防、ストレス軽減のため保健活動チームを編成、避難所を巡回し健康管理を行う。市川健康福祉センターや医師会等と連携し、外部の保健活動チームや栄養食生活支援チームを要請する。		症候群等の予防、ストレス軽減のため保健活動チームを編成、避難所を巡回し健康管理を行う。市川健康福祉センターや医師会等と連携し、外部の保健活動チームや栄養食生活支援チームを要請する。	
4-9-2	第1 1 (4)	初動医療救護 初動医療体制 救護所の設置 市は、トリアージや応急処置といった一次救護を行うため、第1段階として浦安市急病診療所（健康センター）を救護所として自動開設し、その後の状況に応じて第2段階（ <u>7か所</u> ）の開設を行う。	第1 1 (4)	初動医療救護 初動医療体制 救護所の設置 市は、トリアージや応急処置といった一次救護を行うため、第1段階として浦安市急病診療所（健康センター）を救護所として自動開設し、その後の状況に応じて第2段階（ <u>6か所</u> ）の開設を行う。	取組による修正

項	修正後	修正前	根拠												
第1 3	<p>初動医療救護 3 医薬品・医療資機材等の確保</p> <p>■各医療拠点施設</p> <table border="1" data-bbox="353 252 1061 858"> <thead> <tr> <th>救護所</th> <th>災害医療協力病院</th> <th>災害拠点病院（東葛南部）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>急病診療所（1次）</li> <li>堀江中学校</li> <li>明海小学校</li> <li>浦安病院</li> <li>順天堂大学医学部附属浦安病院</li> <li>東京ベイ・浦安市川医療センター</li> <li>浦安中央病院</li> <li><u>・タムス浦安病院</u></li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>浦安病院</li> <li>浦安中央病院</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>順天堂大学医学部附属浦安病院</li> <li>東京ベイ・浦安市川医療センター</li> <li>船橋市立医療センター</li> <li>東京歯科大学市川総合病院</li> <li>東京女子医科大学八千代医療センター</li> <li>千葉県済生会習志野病院</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> 	救護所	災害医療協力病院	災害拠点病院（東葛南部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>急病診療所（1次）</li> <li>堀江中学校</li> <li>明海小学校</li> <li>浦安病院</li> <li>順天堂大学医学部附属浦安病院</li> <li>東京ベイ・浦安市川医療センター</li> <li>浦安中央病院</li> <li><u>・タムス浦安病院</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浦安病院</li> <li>浦安中央病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>順天堂大学医学部附属浦安病院</li> <li>東京ベイ・浦安市川医療センター</li> <li>船橋市立医療センター</li> <li>東京歯科大学市川総合病院</li> <li>東京女子医科大学八千代医療センター</li> <li>千葉県済生会習志野病院</li> </ul>	<p>初動医療救護 3 医薬品・医療資機材等の確保</p> <p>■各医療拠点施設</p> <table border="1" data-bbox="1218 252 1926 858"> <thead> <tr> <th>救護所</th> <th>災害医療協力病院</th> <th>災害拠点病院（東葛南部）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>急病診療所（1次）</li> <li>堀江中学校</li> <li>明海小学校</li> <li>浦安病院</li> <li>順天堂大学医学部附属浦安病院</li> <li>東京ベイ・浦安市川医療センター</li> <li>浦安中央病院</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>浦安病院</li> <li>浦安中央病院</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>順天堂大学医学部附属浦安病院</li> <li>東京ベイ・浦安市川医療センター</li> <li>船橋市立医療センター</li> <li>東京歯科大学市川総合病院</li> <li>東京女子医科大学八千代医療センター</li> <li>千葉県済生会習志野病院</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> 	救護所	災害医療協力病院	災害拠点病院（東葛南部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>急病診療所（1次）</li> <li>堀江中学校</li> <li>明海小学校</li> <li>浦安病院</li> <li>順天堂大学医学部附属浦安病院</li> <li>東京ベイ・浦安市川医療センター</li> <li>浦安中央病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浦安病院</li> <li>浦安中央病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>順天堂大学医学部附属浦安病院</li> <li>東京ベイ・浦安市川医療センター</li> <li>船橋市立医療センター</li> <li>東京歯科大学市川総合病院</li> <li>東京女子医科大学八千代医療センター</li> <li>千葉県済生会習志野病院</li> </ul>	取組による修正
救護所	災害医療協力病院	災害拠点病院（東葛南部）													
<ul style="list-style-type: none"> <li>急病診療所（1次）</li> <li>堀江中学校</li> <li>明海小学校</li> <li>浦安病院</li> <li>順天堂大学医学部附属浦安病院</li> <li>東京ベイ・浦安市川医療センター</li> <li>浦安中央病院</li> <li><u>・タムス浦安病院</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浦安病院</li> <li>浦安中央病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>順天堂大学医学部附属浦安病院</li> <li>東京ベイ・浦安市川医療センター</li> <li>船橋市立医療センター</li> <li>東京歯科大学市川総合病院</li> <li>東京女子医科大学八千代医療センター</li> <li>千葉県済生会習志野病院</li> </ul>													
救護所	災害医療協力病院	災害拠点病院（東葛南部）													
<ul style="list-style-type: none"> <li>急病診療所（1次）</li> <li>堀江中学校</li> <li>明海小学校</li> <li>浦安病院</li> <li>順天堂大学医学部附属浦安病院</li> <li>東京ベイ・浦安市川医療センター</li> <li>浦安中央病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浦安病院</li> <li>浦安中央病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>順天堂大学医学部附属浦安病院</li> <li>東京ベイ・浦安市川医療センター</li> <li>船橋市立医療センター</li> <li>東京歯科大学市川総合病院</li> <li>東京女子医科大学八千代医療センター</li> <li>千葉県済生会習志野病院</li> </ul>													



項	修正後		修正前		根拠
4-11-3	第 11 節 第 1 3 (1)	避難対策 避難活動 <u>指定</u> 避難所の開設 <u>指定</u> 避難所の開場	第 11 節 第 1 3 (1)	避難対策 避難活動 避難所の開設 <u>避難所</u> の開場	字句修正
	(2)	<u>指定</u> 避難所の初動対応 指定避難所では、避難所運営マニュアルや、避難所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針に基づき、原則として、避難所運営委員会を中心に避難者自身で、避難者の把握、利用施設への案内、トイレの使用制限、備蓄食料・飲料水の供給等初動対応を行う。 <u>指定</u> 避難所の職員等は、自治会自主防災組織等の初動対応の支援を行うとともに、地域防災無線等を用いて市避難所中継本部に施設安全点検結果、開場の可否・避難者数・必要な物資等の状況報告を行う。	(2)	避難所の初動対応 指定避難所では、避難所運営マニュアルや、避難所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針に基づき、原則として、避難所運営委員会を中心に避難者自身で、避難者の把握、利用施設への案内、トイレの使用制限、備蓄食料・飲料水の供給等初動対応を行う。 <u>避難所</u> の職員等は、自治会自主防災組織等の初動対応の支援を行うとともに、地域防災無線等を用いて市避難所中継本部に施設安全点検結果、開場の可否・避難者数・必要な物資等の状況報告を行う。	字句修正
4-11-4	(3)	<u>指定</u> 避難所の開設 市は、避難所中継本部で集約した指定避難所の状況及び被害の状況、今後の展開等を総合的に判断し、開設する <u>指定</u> 避難所を選定する。 また、開設する <u>指定</u> 避難所を決定後、原則として千葉県防災情報システムを通じ、千葉県に報告するとともに、同システムのLアラート連携機能により、報道機関等に伝達する。	(3)	<u>避難所</u> の開設 市は、避難所中継本部で集約した指定避難所の状況及び被害の状況、今後の展開等を総合的に判断し、開設する <u>避難所</u> を選定する。 また、開設する <u>避難所</u> を決定後、原則として千葉県防災情報システムを通じ、千葉県に報告するとともに、同システムのLアラート連携機能により、報道機関等に伝達する。	字句修正
4-11-5	6	<u>指定</u> 避難所以外の避難者の把握 市は、自治会自主防災組織等からの報告により、在宅避難者等、 <u>指定</u> 避難所以外に避難した被災者を把握する。 また、市外に自力で避難した被災者を把握するため、避難者から市に所在を連絡するよう広報活動を行う。	6	避難所以外の避難者の把握 市は、自治会自主防災組織等からの報告により、在宅避難者等、 <u>避難所</u> 以外に避難した被災者を把握する。 また、市外に自力で避難した被災者を把握するため、避難者から市に所在を連絡するよう広報活動を行う	字句修正

項	修正後	修正前	根拠
4-11-6			時点修正
	第2章 指定避難所の運営 1 指定避難所の運営の原則	第2章 避難所の運営 1 避難所の運営の原則	字句修正
	2 指定避難所の管理 避難所運営委員会等は、施設管理者、 <u>指定避難所</u> 直行職員とともに避難に使用するスペースを指定する。 市は、避難所中継本部と各指定避難所の連絡体制を確立し、 <u>指定避難所</u> 直行職員等を通じて避難世帯数、必要物資、要配慮者への対応等を含む運営状況を把握し、必要な支援を行う。 また、各種生活支援情報や被災・復旧の状況について、情報提供を行う。 なお、災害救助法が適用される <u>指定避難所</u> の開設期間は地震発生の日から7日以内であるが、被災状況により長期化する場合は、応急仮設住宅等の供給までの間、支援を継続する。一方、避難者が減少した場合は適時、 <u>指定避難所</u> の統廃合を行う。	2 避難所の管理 避難所運営委員会等は、施設管理者、 <u>避難所</u> の直行職員とともに避難に使用するスペースを指定する。 市は、避難所中継本部と各指定避難所の連絡体制を確立し、 <u>避難所</u> 直行職員等を通じて避難世帯数、必要物資、要配慮者への対応等を含む運営状況を把握し、必要な支援を行う。 また、各種生活支援情報や被災・復旧の状況について、情報提供を行う。 なお、災害救助法が適用される避難所の開設期間は地震発生の日から7日以内であるが、被災状況により長期化する場合は、応急仮設住宅等の供給までの間、支援を継続する。一方、避難者が減少した場合は適時、 <u>避難所</u> の統廃合を行う。	字句修正
4-11-7	3 <u>指定避難所</u> における生活支援	3 避難所生活支援	字句修正
4-13-1	第13節 生活救援 ●対策項目と公助の担当機関	第13節 生活救援 ●対策項目と公助の担当機関	

項	修正後			修正前			根拠																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2</td> <td>物資供給対策部、避難対策部</td> <td>農林水産省関東農政局、農林水産省<u>農産局</u>、協定締結先スーパー等</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>物資供給対策部、避難対策部</td> <td>農林水産省関東農政局、農林水産省<u>農産局</u>、協定締結先スーパー等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第2	物資供給対策部、避難対策部	農林水産省関東農政局、農林水産省 <u>農産局</u> 、協定締結先スーパー等	第3	物資供給対策部、避難対策部	農林水産省関東農政局、農林水産省 <u>農産局</u> 、協定締結先スーパー等			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2</td> <td>物資供給対策部、避難対策部</td> <td>農林水産省関東農政局、農林水産省<u>生産局</u>、協定締結先スーパー等</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>物資供給対策部、避難対策部</td> <td>農林水産省関東農政局、農林水産省<u>生産局</u>、協定締結先スーパー等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第2	物資供給対策部、避難対策部	農林水産省関東農政局、農林水産省 <u>生産局</u> 、協定締結先スーパー等	第3	物資供給対策部、避難対策部	農林水産省関東農政局、農林水産省 <u>生産局</u> 、協定締結先スーパー等	
項目	担当	関係機関																						
第2	物資供給対策部、避難対策部	農林水産省関東農政局、農林水産省 <u>農産局</u> 、協定締結先スーパー等																						
第3	物資供給対策部、避難対策部	農林水産省関東農政局、農林水産省 <u>農産局</u> 、協定締結先スーパー等																						
項目	担当	関係機関																						
第2	物資供給対策部、避難対策部	農林水産省関東農政局、農林水産省 <u>生産局</u> 、協定締結先スーパー等																						
第3	物資供給対策部、避難対策部	農林水産省関東農政局、農林水産省 <u>生産局</u> 、協定締結先スーパー等																						
4-14-1	第14節	<p>清掃・環境対策 対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4 環境対策</td> <td>環境衛生対策</td> <td>千葉県（大気保全課・水質保全課・<u>循環型社会推進課</u>）、千葉県環境研究センター、千葉県葛南土木事務所、千葉県海上保安部</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第4 環境対策	環境衛生対策	千葉県（大気保全課・水質保全課・ <u>循環型社会推進課</u> ）、千葉県環境研究センター、千葉県葛南土木事務所、千葉県海上保安部	第14節	<p>清掃・環境対策 対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4 環境対策</td> <td>環境衛生対策</td> <td>千葉県（大気保全課・水質保全課）、千葉県環境研究センター、千葉県葛南土木事務所、千葉県海上保安部</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第4 環境対策	環境衛生対策	千葉県（大気保全課・水質保全課）、千葉県環境研究センター、千葉県葛南土木事務所、千葉県海上保安部	時点修正							
項目	担当	関係機関																						
第4 環境対策	環境衛生対策	千葉県（大気保全課・水質保全課・ <u>循環型社会推進課</u> ）、千葉県環境研究センター、千葉県葛南土木事務所、千葉県海上保安部																						
項目	担当	関係機関																						
第4 環境対策	環境衛生対策	千葉県（大気保全課・水質保全課）、千葉県環境研究センター、千葉県葛南土木事務所、千葉県海上保安部																						
4-21-2	第21節 第2	<p>災害ボランティア活動 ボランティア要請 市は、市公式ホームページや <u>X</u> などを活用しボランティアの要請を行うとともに、報道機関を通じてその呼びかけを行う。また社会福祉協議会は千葉県社会福祉協議会に対し、同様の要請を行う。</p>	第21節 第2	<p>災害ボランティア活動 ボランティア要請 市は、市公式ホームページや<u>ツイッター</u>などを活用しボランティアの要請を行うとともに、報道機関を通じてその呼びかけを行う。また社会福祉協議会は千葉県社会福祉協議会に対し、同様の要請を行う。</p>	時点修正																			
4-22-1	第22節	<p>要配慮者への支援 ●自助・共助の役割</p> <p>－対策の基本方針・目標－</p> <p>1. 自治会自主防災組織、民生委員・児童委員等は、在宅避難行動要支援者の被害状況を把握し、必要な場合は医療相談を行える機関や福祉施設への移送を行う。 なお、自治会自主防災組織、民生委員・児童委員等がこれを行えない場合、あるいは手助けが必要な場合は、市民、事業所が協力して行う。</p> <p>2. 避難行動要支援者の避難は、原則として、<u>個別避難計画</u>で定められた自治会自主防災組織、民生委員・児童委員等の<u>避難支援等関係者</u>が誘導する。</p> <p>3. 指定避難所では、生活環境に配慮するとともに、特に障がい者等特別な配慮が必要な方の避難生活を支援す</p>	第22節	<p>要配慮者への支援 ●自助・共助の役割</p> <p>－対策の基本方針・目標－</p> <p>1. 自治会自主防災組織、民生委員・児童委員等は、在宅避難行動要支援者の被害状況を把握し、必要な場合は医療相談を行える機関や福祉施設への移送を行う。 なお、自治会自主防災組織、民生委員・児童委員等がこれを行えない場合、あるいは手助けが必要な場合は、市民、事業所が協力して行う。</p> <p>2. 避難行動要支援者の避難は、原則として、<u>災害時要援護者避難支援プラン</u>の個別計画で定められた自治会自主防災組織、民生委員・児童委員等が誘導する。</p> <p>3. 指定避難所では、生活環境に配慮するとともに、特に障がい者等特別な配慮が必要な方の避難生活を支援す</p>	取組による修正																			

項	修正後		修正前		根拠
		る。		る。	
4-22-2	第 1 1	<p>避難行動要支援者への避難支援 自治会自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者は、地域の協力を得て、<u>避難行動要支援者</u>の安否確認及び避難支援を行うものとする。</p> <p><u>避難支援等関係者は、まず自らの安全を確保した上で、可能な範囲で支援活動を行うものとし、避難行動要支援者に対し、災害状況によっては、支援を受けることができない可能性があることを平時から周知して理解を得るよう努める。</u></p> <p>避難行動要支援者の安否確認 自治会自主防災組織等の<u>避難支援等関係者は個別避難計画</u>に基づき、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難が必要な場合は、指定避難所までの避難支援を行う。 また、市は、避難誘導において緊急を要する場合は、関係機関への支援要請を行う。 さらに、避難後特に支援が必要な場合は、専門家による医療相談や福祉施設等への移送等支援体制を確保する。</p>	第 1 1	<p>避難行動要支援者への避難支援 自治会自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者は、地域の協力を得て、<u>避難支援者</u>の安否確認及び避難支援を行うものとする。</p> <p>避難行動要支援者の安否確認 自治会自主防災組織等の避難支援者は「浦安市災害時要援護者避難支援プラン〈個別計画〉」に基づき、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難が必要な場合は、指定避難所までの避難支援を行う。 また、市は、避難誘導において緊急を要する場合は、関係機関への支援要請を行う。 さらに、避難後特に支援が必要な場合は、専門家による医療相談や福祉施設等への移送等支援体制を確保する。</p>	取組による修正
	2	<p><u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供不同意者の安否確認</u> <u>災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、法第 49 条の 11 第 3 項及び同法同条の 15 第 3 項に基づき、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。</u></p>	(新規)	(新規)	取組による修正
	3	指定避難所での支援	2	指定避難所での支援	
	4	指定福祉避難所の設置	3	指定福祉避難所の設置	
4-23-2	第 23 節 第 1 2	<p>帰宅困難者への支援 帰宅困難者への支援 一斉呼びかけ・情報提供 市は、千葉県及び近隣市区と連携し、市民、事業所、学校及び大規模集客施設等に対して防災行政用無線、メール、エリアメール、X 等を活用して、むやみに行動を開始せず職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。 また、各駅前の公衆無線 LAN サービス (Wi-Fi スポット) 等を活用し、帰宅困難者・滞留者への情報提供を行う。</p>	第 23 節 第 1 2	<p>帰宅困難者への支援 帰宅困難者への支援 一斉呼びかけ・情報提供 市は、千葉県及び近隣市区と連携し、市民、事業所、学校及び大規模集客施設等に対して防災行政用無線、メール、エリアメール、ツイッター等を活用して、むやみに行動を開始せず職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。 また、各駅前の公衆無線 LAN サービス (Wi-Fi スポット) 等を活用し、帰宅困難者・滞留者への情報提供を行う。</p>	時点修正

項	修正後			修正前			根拠																																														
4-26-1	第 26 節	激甚災害の想定 ● 対策項目と公助の担当機関 <table border="1" data-bbox="353 215 1057 408"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 基本方針</td> <td>援護対策部、 総括対策部</td> <td>千葉県 (危機管理政 策課、防災対策課)</td> </tr> <tr> <td>第2 激甚災害指 定の手続</td> <td>援護対策部、総 括対策部</td> <td>千葉県 (危機管理政 策課、防災対策課)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 基本方針	援護対策部、 総括対策部	千葉県 (危機管理政 策課、防災対策課)	第2 激甚災害指 定の手続	援護対策部、総 括対策部	千葉県 (危機管理政 策課、防災対策課)	第 26 節	激甚災害の想定 ● 対策項目と公助の担当機関 <table border="1" data-bbox="1218 215 1926 408"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 基本方針</td> <td>援護対策部、総 括対策部</td> <td>千葉県 (防災政策 課、危機管理課)</td> </tr> <tr> <td>第2 激甚災害指 定の手続</td> <td>援護対策部、総括 対策部</td> <td>千葉県 (防災政策 課、危機管理課)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 基本方針	援護対策部、総 括対策部	千葉県 (防災政策 課、危機管理課)	第2 激甚災害指 定の手続	援護対策部、総括 対策部	千葉県 (防災政策 課、危機管理課)	時点修正																														
項目	担当	関係機関																																																			
第1 基本方針	援護対策部、 総括対策部	千葉県 (危機管理政 策課、防災対策課)																																																			
第2 激甚災害指 定の手続	援護対策部、総 括対策部	千葉県 (危機管理政 策課、防災対策課)																																																			
項目	担当	関係機関																																																			
第1 基本方針	援護対策部、総 括対策部	千葉県 (防災政策 課、危機管理課)																																																			
第2 激甚災害指 定の手続	援護対策部、総括 対策部	千葉県 (防災政策 課、危機管理課)																																																			
5-1-1	第 5 章 第 1 節	災害応急・復旧計画 (風水害等編) 事前行動計画※浦安市水防計画 ● 対策項目と公助の担当機関 <table border="1" data-bbox="353 523 1057 1331"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 気象注意報・警報 等の収集伝達</td> <td>総括対策部</td> <td>江戸川河川事務 所・千葉県葛南土 木事務所</td> </tr> <tr> <td>第2 国土交通省及び 千葉県知事が行う洪水 予報・水防警報等</td> <td>総括対策部</td> <td>江戸川河川事務 所・千葉県葛南土 木事務所</td> </tr> <tr> <td>第3 気象注意報・警報</td> <td>総括対策部</td> <td>銚子地方気象台</td> </tr> <tr> <td>第4 通信手段の確保</td> <td>総括対策部</td> <td>千葉県 (防災対策 課)</td> </tr> <tr> <td>第5 千葉県への災害 報告</td> <td>総括対策部</td> <td>千葉県 (防災対策 課)</td> </tr> <tr> <td>第6 公共施設の防災 施策</td> <td>総括対策部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7 市民等への情報 伝達</td> <td>総括対策部</td> <td>市川記者会・浦安 新聞・市川よみつ り新聞社・(株) ジェイコム千 葉・国際交流ボラ ンティア</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 気象注意報・警報 等の収集伝達	総括対策部	江戸川河川事務 所・千葉県葛南土 木事務所	第2 国土交通省及び 千葉県知事が行う洪水 予報・水防警報等	総括対策部	江戸川河川事務 所・千葉県葛南土 木事務所	第3 気象注意報・警報	総括対策部	銚子地方気象台	第4 通信手段の確保	総括対策部	千葉県 (防災対策 課)	第5 千葉県への災害 報告	総括対策部	千葉県 (防災対策 課)	第6 公共施設の防災 施策	総括対策部	—	第7 市民等への情報 伝達	総括対策部	市川記者会・浦安 新聞・市川よみつ り新聞社・(株) ジェイコム千 葉・国際交流ボラ ンティア	第 5 章 第 1 節	災害応急・復旧計画 (風水害編) 事前行動計画※浦安市水防計画 ● 対策項目と公助の担当機関 <table border="1" data-bbox="1218 523 1926 1331"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 気象注意報・警報 等の収集伝達</td> <td>総括対策部</td> <td>江戸川河川事務 所・千葉県葛南土 木事務所</td> </tr> <tr> <td>第2 国土交通省及び 千葉県知事が行う洪水 予報・水防警報等</td> <td>総括対策部</td> <td>江戸川河川事務 所・千葉県葛南土 木事務所</td> </tr> <tr> <td>第3 気象注意報・警報</td> <td>総括対策部</td> <td>銚子地方気象台</td> </tr> <tr> <td>第4 通信手段の確保</td> <td>総括対策部</td> <td>千葉県 (危機管理 課)</td> </tr> <tr> <td>第5 千葉県への災害 報告</td> <td>総括対策部</td> <td>千葉県 (危機管理 課)</td> </tr> <tr> <td>第6 公共施設の防災 施策</td> <td>総括対策部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7 市民等への情報 伝達</td> <td>総括対策部</td> <td>市川記者会・浦安 新聞・市川よみつ り新聞社・(株) ジェイコム千 葉・国際交流ボラ ンティア</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 気象注意報・警報 等の収集伝達	総括対策部	江戸川河川事務 所・千葉県葛南土 木事務所	第2 国土交通省及び 千葉県知事が行う洪水 予報・水防警報等	総括対策部	江戸川河川事務 所・千葉県葛南土 木事務所	第3 気象注意報・警報	総括対策部	銚子地方気象台	第4 通信手段の確保	総括対策部	千葉県 (危機管理 課)	第5 千葉県への災害 報告	総括対策部	千葉県 (危機管理 課)	第6 公共施設の防災 施策	総括対策部	—	第7 市民等への情報 伝達	総括対策部	市川記者会・浦安 新聞・市川よみつ り新聞社・(株) ジェイコム千 葉・国際交流ボラ ンティア	時点修正
項目	担当	関係機関																																																			
第1 気象注意報・警報 等の収集伝達	総括対策部	江戸川河川事務 所・千葉県葛南土 木事務所																																																			
第2 国土交通省及び 千葉県知事が行う洪水 予報・水防警報等	総括対策部	江戸川河川事務 所・千葉県葛南土 木事務所																																																			
第3 気象注意報・警報	総括対策部	銚子地方気象台																																																			
第4 通信手段の確保	総括対策部	千葉県 (防災対策 課)																																																			
第5 千葉県への災害 報告	総括対策部	千葉県 (防災対策 課)																																																			
第6 公共施設の防災 施策	総括対策部	—																																																			
第7 市民等への情報 伝達	総括対策部	市川記者会・浦安 新聞・市川よみつ り新聞社・(株) ジェイコム千 葉・国際交流ボラ ンティア																																																			
項目	担当	関係機関																																																			
第1 気象注意報・警報 等の収集伝達	総括対策部	江戸川河川事務 所・千葉県葛南土 木事務所																																																			
第2 国土交通省及び 千葉県知事が行う洪水 予報・水防警報等	総括対策部	江戸川河川事務 所・千葉県葛南土 木事務所																																																			
第3 気象注意報・警報	総括対策部	銚子地方気象台																																																			
第4 通信手段の確保	総括対策部	千葉県 (危機管理 課)																																																			
第5 千葉県への災害 報告	総括対策部	千葉県 (危機管理 課)																																																			
第6 公共施設の防災 施策	総括対策部	—																																																			
第7 市民等への情報 伝達	総括対策部	市川記者会・浦安 新聞・市川よみつ り新聞社・(株) ジェイコム千 葉・国際交流ボラ ンティア																																																			
5-1-3	第 2 (3)	国土交通省及び千葉県知事が行う洪水予報・水防警報等 洪水予報の発表基準 ■ 洪水予報	第 2 (3)	国土交通省及び千葉県知事が行う洪水予報・水防警報等 洪水予報の発表基準 ■ 洪水予報	警戒レベル 4 の色を修正																																																

項	修正後	修正前	根拠																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>発表基準</th> <th>洪水予報の課題 (種類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>氾濫の発生 (レベル5) (氾濫水の予報)</td> <td>江戸川氾濫発生情報 (洪水警報)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>氾濫危険水位 (レベル4) に到達</td> <td>江戸川氾濫危険情報 (洪水警報)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>一定時間後に氾濫危険水位 (レベル4) に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位 (レベル3) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</td> <td>江戸川氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>氾濫注意水位 (レベル2) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</td> <td>江戸川氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	レベル	発表基準	洪水予報の課題 (種類)	5	氾濫の発生 (レベル5) (氾濫水の予報)	江戸川氾濫発生情報 (洪水警報)	4	氾濫危険水位 (レベル4) に到達	江戸川氾濫危険情報 (洪水警報)	3	一定時間後に氾濫危険水位 (レベル4) に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位 (レベル3) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	江戸川氾濫警戒情報 (洪水警報)	2	氾濫注意水位 (レベル2) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	江戸川氾濫注意情報 (洪水注意報)	1			<table border="1"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>発表基準</th> <th>洪水予報の課題 (種類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>氾濫の発生 (レベル5) (氾濫水の予報)</td> <td>江戸川氾濫発生情報 (洪水警報)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>氾濫危険水位 (レベル4) に到達</td> <td>江戸川氾濫危険情報 (洪水警報)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>一定時間後に氾濫危険水位 (レベル4) に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位 (レベル3) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</td> <td>江戸川氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>氾濫注意水位 (レベル2) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</td> <td>江戸川氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	レベル	発表基準	洪水予報の課題 (種類)	5	氾濫の発生 (レベル5) (氾濫水の予報)	江戸川氾濫発生情報 (洪水警報)	4	氾濫危険水位 (レベル4) に到達	江戸川氾濫危険情報 (洪水警報)	3	一定時間後に氾濫危険水位 (レベル4) に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位 (レベル3) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	江戸川氾濫警戒情報 (洪水警報)	2	氾濫注意水位 (レベル2) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	江戸川氾濫注意情報 (洪水注意報)	1			
レベル	発表基準	洪水予報の課題 (種類)																																					
5	氾濫の発生 (レベル5) (氾濫水の予報)	江戸川氾濫発生情報 (洪水警報)																																					
4	氾濫危険水位 (レベル4) に到達	江戸川氾濫危険情報 (洪水警報)																																					
3	一定時間後に氾濫危険水位 (レベル4) に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位 (レベル3) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	江戸川氾濫警戒情報 (洪水警報)																																					
2	氾濫注意水位 (レベル2) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	江戸川氾濫注意情報 (洪水注意報)																																					
1																																							
レベル	発表基準	洪水予報の課題 (種類)																																					
5	氾濫の発生 (レベル5) (氾濫水の予報)	江戸川氾濫発生情報 (洪水警報)																																					
4	氾濫危険水位 (レベル4) に到達	江戸川氾濫危険情報 (洪水警報)																																					
3	一定時間後に氾濫危険水位 (レベル4) に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位 (レベル3) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	江戸川氾濫警戒情報 (洪水警報)																																					
2	氾濫注意水位 (レベル2) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	江戸川氾濫注意情報 (洪水注意報)																																					
1																																							
5-1-4	<p>第3 気象注意報・警報</p> <p>2 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報を補足する情報として、<u>気象庁が天気予報の対象地域と同じ発表単位 (千葉県北東部、北西部、南部など) で発表する。</u>  <u>なお、情報の有効期間は、発表から1時間である。</u></p>	<p>第3 気象注意報・警報</p> <p>2 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報を補足する情報として、<u>各地の気象台等が担当地域 (概ね一つの県) を対象に発表する。また、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。</u>  <u>なお、情報の有効期間は、発表から1時間である。</u></p>	時点修正																																				
	<p>3 記録的短時間大雨情報</p> <p><u>大雨警報中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨 (1時間降水量で100mm) が観測 (地上の雨量計による観測) 又は解析 (気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析) され、かつ、キキクル (危険度分布) の「危険」 (紫) が出現している場合に発表される。</u></p>	<p>3 記録的短時間大雨情報</p> <p><u>数年に1度しか起こらないような1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報が発表される。</u></p>	時点修正																																				
	<p>5 線状降水帯に関する各種情報</p> <p><u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、顕著な大雨に関する気象情報 (府県気象情報の一種) が発表される。また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から気象情報において「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。</u>  <u>なお、「顕著な大雨に関する気象情報」は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	時点修正																																				

項	修正後			修正前			根拠																														
5-1-5	第7	市民等への情報伝達 市は、防災行政用無線、市公式ホームページ、メール配信、 <b>X、LINE</b> 、ケーブルテレビ、広報車等の手段を活用して、市民等へ正確な情報を伝達する。 ※対策の内容は、災害応急・復旧計画【震災編】 第3節「市民への情報伝達」に準拠する。		第7	市民等への情報伝達 市は、防災行政用無線、市公式ホームページ、メール配信、 ツイッター、ケーブルテレビ、広報車等の手段を活用して、市民等へ正確な情報を伝達する。 ※対策の内容は、災害応急・復旧計画【震災編】 第3節「市民への情報伝達」に準拠する。		時点修正																														
5-2-1	第2節	水害避難対策※浦安市水防計画 ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1" data-bbox="351 440 1061 1121"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3 避難に関する情報</td> <td>総括対策部</td> <td>江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所・<b>銚子地方気象台</b></td> </tr> <tr> <td>第4 避難情報の発令</td> <td>総括対策部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5 避難情報の伝達</td> <td>総括対策部</td> <td>千葉県(<b>防災対策課</b>)・(株)ジェイコム千葉</td> </tr> <tr> <td>第6 避難情報の解除</td> <td>総括対策部</td> <td>千葉県(<b>防災対策課</b>)</td> </tr> </tbody> </table>		項目	担当	関係機関	第3 避難に関する情報	総括対策部	江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所・ <b>銚子地方気象台</b>	第4 避難情報の発令	総括対策部	—	第5 避難情報の伝達	総括対策部	千葉県( <b>防災対策課</b> )・(株)ジェイコム千葉	第6 避難情報の解除	総括対策部	千葉県( <b>防災対策課</b> )	第2節	水害避難対策※浦安市水防計画 ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1" data-bbox="1216 440 1926 1121"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3 避難に関する情報</td> <td>総括対策部</td> <td>江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所・<u>銚子気象台</u></td> </tr> <tr> <td>第4 避難情報の発令</td> <td>総括対策部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5 避難情報の伝達</td> <td>総括対策部</td> <td>千葉県(危機管理課)・(株)ジェイコム千葉</td> </tr> <tr> <td>第6 避難情報の解除</td> <td>総括対策部</td> <td>千葉県(<u>危機管理課</u>)</td> </tr> </tbody> </table>		項目	担当	関係機関	第3 避難に関する情報	総括対策部	江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所・ <u>銚子気象台</u>	第4 避難情報の発令	総括対策部	—	第5 避難情報の伝達	総括対策部	千葉県(危機管理課)・(株)ジェイコム千葉	第6 避難情報の解除	総括対策部	千葉県( <u>危機管理課</u> )	時点修正
項目	担当	関係機関																																			
第3 避難に関する情報	総括対策部	江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所・ <b>銚子地方気象台</b>																																			
第4 避難情報の発令	総括対策部	—																																			
第5 避難情報の伝達	総括対策部	千葉県( <b>防災対策課</b> )・(株)ジェイコム千葉																																			
第6 避難情報の解除	総括対策部	千葉県( <b>防災対策課</b> )																																			
項目	担当	関係機関																																			
第3 避難に関する情報	総括対策部	江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所・ <u>銚子気象台</u>																																			
第4 避難情報の発令	総括対策部	—																																			
第5 避難情報の伝達	総括対策部	千葉県(危機管理課)・(株)ジェイコム千葉																																			
第6 避難情報の解除	総括対策部	千葉県( <u>危機管理課</u> )																																			

項	修正後		修正前		根拠																																				
5-2-2	第2 (2)	待避所等の開設・運営 待避所の運営 原則として待避所の運営は <u>浦安市待避所開設・運営マニュアル</u> を踏まえ、市が行う。	第2 (2)	待避所等の開設・運営 待避所の運営 原則として待避所の運営は避難所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針を踏まえ、市が行う。	時点修正																																				
5-2-4	第3	避難に関する情報 ■ 5段階の警戒レベルを用いた避難情報 <sup>4</sup> <table border="1" data-bbox="400 424 1039 1005"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>発令される情報ととるべき行動</th> <th>防災気象情報（国、県が発表）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td><b>緊急安全確保</b><sup>*1</sup> 命の危険、直ちに安全確保</td> <td>警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報、大雨特別警報等</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><b>避難指示</b> 危険な場所から全員避難</td> <td>警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><b>高齢者等避難</b><sup>*2</sup> 危険な場所から高齢者等は避難</td> <td>警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水<b>警報</b> 等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><b>注意報</b> 避難する際の行動を確認</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><b>早期注意情報(警報級の可能性)</b> 最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>警戒レベル1・2は気象庁が、警戒レベル3・4・5は市が発令します。情報は警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。</p> <p>※1 市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。</p> <p>※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。</p>	警戒レベル	発令される情報ととるべき行動	防災気象情報（国、県が発表）	5	<b>緊急安全確保</b> <sup>*1</sup> 命の危険、直ちに安全確保	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報、大雨特別警報等	4	<b>避難指示</b> 危険な場所から全員避難	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等	3	<b>高齢者等避難</b> <sup>*2</sup> 危険な場所から高齢者等は避難	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水 <b>警報</b> 等	2	<b>注意報</b> 避難する際の行動を確認	—	1	<b>早期注意情報(警報級の可能性)</b> 最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める	—	第3	避難に関する情報 ■ 5段階の警戒レベルを用いた避難情報 <sup>4</sup> <table border="1" data-bbox="1247 424 1908 1005"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>発令される情報ととるべき行動</th> <th>防災気象情報（国、県が発表）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td><b>緊急安全確保</b><sup>*1</sup> 命の危険、直ちに安全確保</td> <td>警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報、大雨特別警報等</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><b>避難指示</b> 危険な場所から全員避難</td> <td>警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><b>高齢者等避難</b><sup>*2</sup> 危険な場所から高齢者等は避難</td> <td>警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水情報 等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><b>注意報</b> 避難する際の行動を確認</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><b>警報級の可能性</b> 最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>警戒レベル1・2は気象庁が、警戒レベル3・4・5は市が発令します。情報は警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。</p> <p>※1 市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。</p> <p>※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。</p>	警戒レベル	発令される情報ととるべき行動	防災気象情報（国、県が発表）	5	<b>緊急安全確保</b> <sup>*1</sup> 命の危険、直ちに安全確保	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報、大雨特別警報等	4	<b>避難指示</b> 危険な場所から全員避難	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等	3	<b>高齢者等避難</b> <sup>*2</sup> 危険な場所から高齢者等は避難	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水情報 等	2	<b>注意報</b> 避難する際の行動を確認	—	1	<b>警報級の可能性</b> 最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める	—	時点修正
警戒レベル	発令される情報ととるべき行動	防災気象情報（国、県が発表）																																							
5	<b>緊急安全確保</b> <sup>*1</sup> 命の危険、直ちに安全確保	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報、大雨特別警報等																																							
4	<b>避難指示</b> 危険な場所から全員避難	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等																																							
3	<b>高齢者等避難</b> <sup>*2</sup> 危険な場所から高齢者等は避難	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水 <b>警報</b> 等																																							
2	<b>注意報</b> 避難する際の行動を確認	—																																							
1	<b>早期注意情報(警報級の可能性)</b> 最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める	—																																							
警戒レベル	発令される情報ととるべき行動	防災気象情報（国、県が発表）																																							
5	<b>緊急安全確保</b> <sup>*1</sup> 命の危険、直ちに安全確保	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報、大雨特別警報等																																							
4	<b>避難指示</b> 危険な場所から全員避難	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等																																							
3	<b>高齢者等避難</b> <sup>*2</sup> 危険な場所から高齢者等は避難	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水情報 等																																							
2	<b>注意報</b> 避難する際の行動を確認	—																																							
1	<b>警報級の可能性</b> 最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める	—																																							
5-2-6	第5 1	避難情報の伝達 市民等への伝達 市は、防災行政用無線、市公式ホームページ、メール配信、 <u>X</u> 、 <u>LINE</u> 、ケーブルテレビ、広報車等の手段を活用して、市民等へ正確な情報を伝達する。	第5 1	避難情報の伝達 市民等への伝達 市は、防災行政用無線、市公式ホームページ、メール配信、 <u>ツイッター</u> 、ケーブルテレビ、広報車等の手段を活用して、市民等へ正確な情報を伝達する。	時点修正																																				



項	修正後			修正前			根拠	
5-3-1	第3節	水害対策(応急計画)※浦安市水防計画 ●対策項目と公助の担当機関		第3節	水害対策(応急計画)※浦安市水防計画 ●対策項目と公助の担当機関		取組による修正	
第4 医療活動		医療救護対策部・消防対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、 <u>タムス浦安病院</u> 、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、イクセル航空	第4 医療活動		医療救護対策部・消防対策部		浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、イクセル航空
第8 応援要請		総括対策部 物資供給対策部	自衛隊・千葉県（ <u>防災対策課</u> ）	第8 応援要請		総括対策部 物資供給対策部		自衛隊・千葉県（ <u>危機管理課</u> ）
第9 広域避難		総括対策部、避難対策部、援護対策部、物資供給対策部、都市対策部	千葉県（ <u>防災対策課</u> ）東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）	第9 広域避難		総括対策部、避難対策部、援護対策部、物資供給対策部、都市対策部		千葉県（ <u>危機管理課</u> ）・東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）
第11 生活救援		物資供給対策部、避難対策部	農林水産省関東農政局、農林水産省 <u>農産局</u> 、協定締結先又一パー等、千葉県企業局市川水道事務所葛南支所、社会福祉協議会	第11 生活救援		物資供給対策部、避難対策部		農林水産省関東農政局、農林水産省生産局、協定締結先又一パー等、千葉県企業局市川水道事務所葛南支所、社会福祉協議会
5-3-4	第7	要配慮者対策（在宅） 高齢者等避難が発令された場合、次の対応を行う 在宅要配慮者の支援 自治会自主防災組織等の避難支援者は、 <u>個別避難計画</u> に基づき、避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行う。		第7	要配慮者対策（在宅） 高齢者等避難が発令された場合、次の対応を行う 在宅要配慮者の支援 自治会自主防災組織等の避難支援者は、「浦安市災害時要援護者避難支援プラン<個別計画>」に基づき、避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行う。		取組による修正	

項	修正後			修正前			根拠																
5-4-1	第4節	<p>風害対策</p> <p>●対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1" data-bbox="353 213 1057 520"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 台風・竜巻情報の収集・伝達</td> <td>総括対策部、都市対策部、消防対策部</td> <td>千葉県防災対策課、銚子地方気象台、浦安警察署</td> </tr> <tr> <td>第2 応急対策活動</td> <td>総括対策部、環境衛生対策部、都市対策部、消防対策部</td> <td>千葉県防災対策課、銚子地方気象台、浦安警察署、市消防団</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 台風・竜巻情報の収集・伝達	総括対策部、都市対策部、消防対策部	千葉県防災対策課、銚子地方気象台、浦安警察署	第2 応急対策活動	総括対策部、環境衛生対策部、都市対策部、消防対策部	千葉県防災対策課、銚子地方気象台、浦安警察署、市消防団	第4節	<p>風害対策</p> <p>●対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1" data-bbox="1218 213 1926 520"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 台風・竜巻情報の収集・伝達</td> <td>総括対策部、都市対策部、消防対策部</td> <td>千葉県危機管理課、銚子地方気象台、浦安警察署</td> </tr> <tr> <td>第2 応急対策活動</td> <td>総括対策部、環境衛生対策部、都市対策部、消防対策部</td> <td>千葉県危機管理課、銚子地方気象台、浦安警察署、市消防団</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 台風・竜巻情報の収集・伝達	総括対策部、都市対策部、消防対策部	千葉県危機管理課、銚子地方気象台、浦安警察署	第2 応急対策活動	総括対策部、環境衛生対策部、都市対策部、消防対策部	千葉県危機管理課、銚子地方気象台、浦安警察署、市消防団	時点修正
項目	担当	関係機関																					
第1 台風・竜巻情報の収集・伝達	総括対策部、都市対策部、消防対策部	千葉県防災対策課、銚子地方気象台、浦安警察署																					
第2 応急対策活動	総括対策部、環境衛生対策部、都市対策部、消防対策部	千葉県防災対策課、銚子地方気象台、浦安警察署、市消防団																					
項目	担当	関係機関																					
第1 台風・竜巻情報の収集・伝達	総括対策部、都市対策部、消防対策部	千葉県危機管理課、銚子地方気象台、浦安警察署																					
第2 応急対策活動	総括対策部、環境衛生対策部、都市対策部、消防対策部	千葉県危機管理課、銚子地方気象台、浦安警察署、市消防団																					
	第1 1	<p>台風・竜巻情報の収集・伝達</p> <p>台風・竜巻情報発表時の情報収集</p> <p>市は、台風の接近が予想される場合、倒木や塩害等の被害が予測されるため台風情報の収集に努める。</p> <p>竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位(千葉県北東部、北西部、南部など)で発表される。</u></p>	第1 1	<p>台風・竜巻情報の収集・伝達</p> <p>台風・竜巻情報発表時の情報収集</p> <p>市は、台風の接近が予想される場合、倒木や塩害等の被害が予測されるため台風情報の収集に努める。</p> <p>竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、<u>(概ね一つの県)を対象に発表される。</u></p>	時点修正																		
5-5-1	第5節  第1 2	<p>雪害対策</p> <p>●対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1" data-bbox="353 986 1057 1251"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 積雪情報の収集・伝達</td> <td>総括対策部、環境衛生対策部、都市対策部、消防対策部</td> <td>千葉県防災対策課、銚子地方気象台、浦安警察署</td> </tr> <tr> <td>第2 応急対策活動</td> <td>総括対策部・都市対策部</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>積雪情報の収集・伝達</p> <p>市民等への広報</p> <p>市は、雪害によるライフライン被害や公共交通機関の運行状況について、市ホームページ、<u>重要なお知らせ配信サービス、X</u>などにより市民等へ周知する。またあわせて、大雪時に市民・事業所等がとるべき行動を周知する。</p>	項目	担当	関係機関	第1 積雪情報の収集・伝達	総括対策部、環境衛生対策部、都市対策部、消防対策部	千葉県防災対策課、銚子地方気象台、浦安警察署	第2 応急対策活動	総括対策部・都市対策部	-	第5節	<p>雪害対策</p> <p>●対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1" data-bbox="1218 986 1926 1251"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 積雪情報の収集・伝達</td> <td>総括対策部、環境衛生対策部、都市対策部、消防対策部</td> <td>千葉県危機管理課、銚子地方気象台、浦安警察署</td> </tr> <tr> <td>第2 応急対策活動</td> <td>総括対策部・都市対策部</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>積雪情報の収集・伝達</p> <p>市民等への広報</p> <p>市は、雪害によるライフライン被害や公共交通機関の運行状況について、市ホームページ、<u>重要なお知らせメール、ツイッター</u>などにより市民等へ周知する。またあわせて、大雪時に市民・事業所等がとるべき行動を周知する。</p>	項目	担当	関係機関	第1 積雪情報の収集・伝達	総括対策部、環境衛生対策部、都市対策部、消防対策部	千葉県危機管理課、銚子地方気象台、浦安警察署	第2 応急対策活動	総括対策部・都市対策部	-	時点修正
項目	担当	関係機関																					
第1 積雪情報の収集・伝達	総括対策部、環境衛生対策部、都市対策部、消防対策部	千葉県防災対策課、銚子地方気象台、浦安警察署																					
第2 応急対策活動	総括対策部・都市対策部	-																					
項目	担当	関係機関																					
第1 積雪情報の収集・伝達	総括対策部、環境衛生対策部、都市対策部、消防対策部	千葉県危機管理課、銚子地方気象台、浦安警察署																					
第2 応急対策活動	総括対策部・都市対策部	-																					

項	修正後	修正前	根拠																																									
5-6-2	<p>第6節 第1 1 火山災害対策 被害情報の収集・伝達 降灰に関する情報の収集・伝達 市は、富士山に関する噴火警報や降灰予報が発表されたとき、又は市域で降灰を確認したときは、降灰分布を把握し、防災行政無線、市ホームページ、<u>重要なお知らせ配信サービス</u>、<u>X</u>などにより、市民等へ周知する。 また、あわせて、降灰時に市民・事業者等取るべき行動を周知する。</p> <p>■噴火警報・噴火警戒レベル(気象庁が発表)</p> <table border="1" data-bbox="353 571 1048 1401"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>火山活動の状況</th> <th>噴火警戒レベル(キーワード)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>レベル5(避難)</td> </tr> <tr> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。</td> <td>レベル4(避難準備)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>レベル3(入山規制)</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>レベル2(火口周辺規制)</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</td> <td>レベル1(平常)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル(キーワード)	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	レベル4(避難準備)	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3(入山規制)	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2(火口周辺規制)	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	レベル1(平常)	<p>第6節 第1 1 火山災害対策 被害情報の収集・伝達 降灰に関する情報の収集・伝達 市は、富士山に関する噴火警報や降灰予報が発表されたとき、又は市域で降灰を確認したときは、降灰分布を把握し、防災行政無線、市ホームページ、<u>重要なお知らせメール</u>、<u>ツイッター</u>などにより、市民等へ周知する。 また、あわせて、降灰時に市民・事業者等取るべき行動を周知する。</p> <p>■噴火警報・噴火警戒レベル(気象庁が発表)</p> <table border="1" data-bbox="1227 579 1921 1401"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準</th> <th>噴火警戒レベル(キーワード)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合</td> <td>レベル5(避難)</td> </tr> <tr> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合</td> <td>レベル4(避難準備)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td rowspan="2">火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>レベル3(入山規制)</td> </tr> <tr> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>レベル2(火口周辺規制)</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合</td> <td>レベル1(平常)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル(キーワード)	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4(避難準備)	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3(入山規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2(火口周辺規制)	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1(平常)	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル(キーワード)																																									
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5(避難)																																									
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	レベル4(避難準備)																																									
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3(入山規制)																																									
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2(火口周辺規制)																																									
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	レベル1(平常)																																									
名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル(キーワード)																																									
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5(避難)																																									
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4(避難準備)																																									
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3(入山規制)																																									
		火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2(火口周辺規制)																																									
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1(平常)																																									

項	修正後		修正前		根拠
5-6-3	3	<p>市民等への広報 市は、富士山の噴火に伴う降灰を確認したときは、降灰によるライフライン被害や公共交通状況等について、市ホームページ、重要なお知らせメール、<u>X</u>などにより市民等に周知する。</p> <p>また、あわせて、降灰に対する市民・事業者の取るべき行動を周知する。</p>	3	<p>市民等への広報 市は、富士山の噴火に伴う降灰を確認したときは、降灰によるライフライン被害や公共交通状況等について、市ホームページ、重要なお知らせメール、<u>ツイッター</u>などにより市民等に周知する。</p> <p>また、あわせて、降灰に対する市民・事業者の取るべき行動を周知する</p>	時点修正